

速記録

平成25年度 淀川水系流域委員会 地域委員会（第3回）

日 時 平成26年 3月19日（月）

午後 3時 0分 開会

午後 5時37分 閉会

場 所 近畿地方整備局 大阪合同庁舎第1号館

第一別館3階 第4会議室

[午後 3時 0分 開会]

1. 開会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 成宮）

それでは定刻となりましたので、これより平成25年度淀川水系流域委員会地域委員会の第3回を開催させていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます近畿地方整備局河川計画課の成宮でございます。よろしくお願いいいたします。

本日のご出席の委員でございますが、全委員12名中、現在、9名のご出席をいただいております。小川委員と多田委員、少し遅れられるということでご連絡をいただいておりますが、定足数には達していますので、委員会として成立していますことをご報告いたします。

審議に入ります前に、配付資料の確認及び会議運営に当たってのお願いをさせていただきます。まず、配付資料ですが、議事次第、座席表、淀川水系流域委員会地域委員会委員名簿、資料－1といたしまして「淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果説明資料【利用】」、資料－2といたしまして、同じく「淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果説明資料【利水】」、それから資料－3といたしまして「淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果説明資料【維持管理】」、資料4といたしまして、「平成25年度 淀川水系流域委員会【地域委員会】 淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検に関する報告書に対する主な意見」、参考資料－1といたしまして、「淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検に関する報告書に対する主な意見」の地域委員会と専門家委員会を表形式に並べているものでございます。以上の5点でございます。不足資料等ございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは続きまして、会議運営に当たってのお願いでございます。発言の記録は会議の進行に支障を来さない範囲でお願いいたします。会議中における一般傍聴者及び報道関係者の方のご発言は認められておりませんので、ご発言はお控えください。一般傍聴者からのご意見につきましては、委員会の後半でお伺いする時間を設けております。それと合わせまして近畿地方整備局のホームページや郵送でもお受けしておりますので、ご活用ください。

携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードに設定し、会議中の使用はお控え願います。

会議の秩序を乱す行為、または妨げとなる行為はしないようお願いいたします。会議の進行に支障を来す行為があった場合には、傍聴をお断りしたり、退室をお願いしたりする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

報道関係の方のカメラ撮りは、これまでとさせていただきます。

以上、円滑な審議の推進にご協力をお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。中谷委員長、よろしくお願いいたします。

○中谷委員長

それでは始めさせていただきます。委員の皆様、本日、出席いただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それで、議事次第にありますとおり、本日は【利用】【利水】【維持管理】というところの議論を進めて参りますが、一つずつ区切って進めさせていただき、また、それぞれ議論の中で関連するところもあろうかと思えますけれども、それはそのときに触れていただいたら結構かと思えますので。

では、まず【利用】について説明をお願いいたします。

2. 議事

1) 淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果について

・利用

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

それでは、私の方から、まず【利用】についてご説明をさせていただきます。お手元の資料、もしくは、前のパワーポイントをごらんください。今回、【利用】につきましては、全部で17項目ございます。それで、こちらに進捗の有無がございまして、この中で、若干、水辺の整備内容は、これにつきましては、水辺の楽校を木津川の上流でやっておりますのと、それから、ふるさとの川モデル事業が野洲川の方でやられているんですが、今のところの部分は完了してございますので、それと、湖面利用につきましては、木津川のダム群で湖面利用をされているということでございます。それでは、個々についてご説明をさせていただきます。

まず1つ目の「舟運の取り組みの内容・水制工整備数」でございまして、平成24年度は、自治体職員さんを対象にいたしまして、伏見から八軒家浜まで体験乗船をしていただきました。主なご意見としては、毛馬から上流はどうしても樹木帯とかがあってよく風景が見えないなあとか、それぞれ非常に長いものですから、八軒家から伏見といいます

と、下流、中流、上流と区分してそれぞれの区間で演出等を考えないと、余りにも時間が長いのでというご意見、あるいは鉄道なんかの他の交通機関として連携して来る必要があるなというのが一つございました。それから、もう一つといたしまして、半世紀途絶えていたのですが、ちょうど橋本のところで、昔、八幡にあります八幡宮さんへ行くとかいうので「橋本の渡し」というのがあったのですけれども、そちらにつきまして実証実験をやっております。そのご意見としては、左右岸の交流イベントの実施とか風景を楽しむ行事等が考えられるけれども、あるいは、災害時に渡しとして活用するのはやはり船着き場が要るよねということと、ある程度、家族連れとかをターゲットにするので、船に乗るといって、「橋本の渡し」ですとそれほどお時間かかりませんので、そういう連携が必要ですよということと、併せて、地震対応訓練における水上訓練、こちらのような水上訓練を実施させていただいております。

平成24年度は本川で水制を2基整備するとともに、河川の堆砂状態についてモニタリング調査を行っております。これ、ちょうど大阪府の取水口の付近でございます。それで、点検結果といたしましては、舟運を活用した地域活性化に向けて社会実験等の取り組みが継続されていると。また、不法係留の数は19年度以降最も少ない船隻になっていると。今後とも水面の利用に好ましい舟運について引き続き検討していくとともに、関係機関と協力して不正の解消に向けた取り組みを実施していくというふうにまとめてございます。

次のスライドをお願いいたします。次が「不法占用の是正に向けた取り組み事例」ということございまして、これは一つは琵琶湖でございますけれども、1隻、こういう不法船がございましたので、警告看板を、警告書を張りつけて、所有者への口頭指導、あるいは、関係機関と連携するなどして是正活動を行っている。それから、淀川河川事務所の方は、主に大堰より下流になるんでございますけれども、平成24年度に52隻、琵琶湖で1隻、船の係留がありまして、淀川ですと、これは大阪府時代から棧橋をお造りになっているので、この棧橋の設置者に対して口頭の指導等を行っているということございまして、24年度は55隻であるんでございますが、平成19年度に比べましたら14隻減少してございまして、現地調査結果、関係機関への情報提供、連携した取り組みを実施しており、減少傾向にはなっております。継続して連携した取り組みを行っていくというふうな点検結果でございます。

次のスライドをお願いいたします。「水難事故防止に向けた取り組み内容・実施数」でございますけれども、うちの淀川河川事務所におきましては、河川レンジャー活動に合

わせて、小学生を中心に、川での注意点とか流されたときの対処方法を実際の川やプールで体験していただいて安全指導を行っています。また、ライフジャケットの重要性やスロープによる救助法なんかも行ってございます。それから、琵琶湖の方は、野洲川の河口から7.2キロ付近に落差工がございまして、家族連れ、子供たちの水遊びが多いことから、注意看板を設置して、保護者や子供たちに危険な箇所には行かないように注意をしておるということでございます。

取り組み状況としては、平成24年度は9件実施しておりまして、「河川防災スクール」ですとか「川で遊ぼう魚をとろう」みたいなときにそういう体験をしていただく、あるいは、「河川敷フェスティバル」なんかでレンジャーさんと連携をさせていただいて、少し水中歩行とか水没ドアの体験施設、これは淀川河川事務所の方で持ってございまして、それらを設置して、水害発生時に避難についての啓発なんかを行う、あるいは、パンフレットを配布するなどをやっております。点検結果としては、実技講習とか川の利用者への防災情報の提供などを通じて、水難事故防止のための活動が着実に行われておりまして、引き続きそれらの取り組みを進めていく必要があるということにいたしております。

次のスライドをお願いいたします。「川に活かされた利用」の実施状況の中で、指標は「環境学習の実施内容・回数」でございます。淀川河川事務所では「河川を通じた人づくり・地域ネットワークづくり」を活動のテーマとして、地域の子供たちを対象にジュニア河川レンジャーとして川とか歴史を体験する場を設けてずっとやっております。そういうのを通じて未来の河川レンジャーを育てているということで、これは伏見の河川レンジャーで相当機会やっておるんですけども。それから、琵琶湖河川事務所とかダム統管理事務所では、「楽しい水辺利用」のために「瀬田川をきれいに」を目的に「瀬田川クリーン作戦」を19年度からやっております、第6回目とする平成24年度は10月28日に12ブロックに分けてまして清掃なんかをやっております。それで、環境学習としては、ダム統管の管内ですと、将来にわたって自然を守っていくために、地元、あるいは、PTA、NPO等と連携して環境学習を実施しております、24年度は5月に地域地区の自然観察会、それから水生生物調査を7月、あるいは植生調査体験を10月に共同で実施させていただくとか、淀川河川事務所につきましては先ほど言うようなレンジャー活動を通じて小中学生に出前講座なんかも実施していますし、講座では流域内の河川の特徴、歴史、ごみ問題など、環境について説明をいたしてございます。それから、クリーン大作戦というのが瀬田川以外でもいろいろなところで実施されてございまして、平成24年度は約10,100人の

方々がご参加いただいているということでございまして、河川レンジャー等と連携した環境学習やクリーン作戦が継続的に行われていると。今後とも河川に係わる人材の育成の支援とか、NPOと連携した環境学習の場を提供していくなど、取り組みを進めていく必要があるというのが点検結果でございます。

次のスライドをお願いいたします。次が「河川保全利用委員会の取り組み内容・回数」ということでございまして、河川保全利用委員会につきましては、淀川で4回、琵琶湖で1回、猪名川で1回の計6回をしております。ただ、木津川上流河川事務所につきましては高水敷にそういうご利用がないということで、保全利用委員会は設置されてございません。淀川につきましては、川らしい自然環境の保全・再生の観点に立って占用のあるべき姿について検討を行って占用施設の新設・更新の許可に当たってご意見を述べることを目的に、16年度から委員会でご議論していただいております。24年度の代表的なご意見としては、適正な利用の改善が進められてきているけれども、ネットなど、設置物が出水時に流出しないような対策を引き続き検討してほしいというのと、テニスコートの舗装は補修するだけじゃなくて撤去についても検討してください、あるいは、琵琶湖も同じような形で平成16年度から議論を実施しているんですが、24年度は審議対象がなかったということで、逆に、直轄管理以外の利用状況の把握に向けて、県管理区間の現地調査等を行っていただいているということでございます。それから、点検結果としては、川らしい河川敷利用に向けて保全利用委員会の意見を踏まえた取り組みが進んでございまして、今後とも周辺環境・地域特性を考慮しつつ、川らしい河川敷利用に向けて取り組んで参りたいというふうに思っております。

次のスライドをお願いいたします。次が、もう簡単にご説明しますが、前に一度、「人川」のところでご説明したように、主に大きくやらせていただいているのが木津川でございまして、淀川、宇治川ではほとんどこういうものがございませんので、24年度は木津川で約2万㎡、不法農地をきちっとした形で直しているということで、24年度の耕作面積は約13万㎡になりまして、昔は27,8万あったのからすると大幅に減らしてきております。今、そういう意味で重点的に進めてございまして、不法耕作に関する現地指導により不法面積は着実に減少していると、今後とも不法耕作、工作物に対する継続的な是正を行っていくというふうにまとめてございます。

次のスライドをお願いいたします。これもバリアフリーということで「人川」のときにご説明しておりますので、トイレについては更新を主にやっておりますし、スロープに

については3カ所新設をやってござまして、主にスロープについてはアクセス性の向上とか、地元ニーズを踏まえて設置して、24年度に3カ所やってございます。今後とも安心して気軽に利用できる場として整備を進めるとともに、施設整備に当たってはバリアフリー化を推進したいというふうに考えてございます。

次のスライドをお願いいたします。次が先ほど言いました「憩い、安らげる河川の整備状況」で「水辺の整備内容」でございますけれども、こちらにありますように、淀川・宇治川・琵琶湖においては取り組みはございませんで、一例として載せていただいているのは、三本松の水辺の楽校ということで木津川の内容と、琵琶湖の方で河川沿いの自治体と協力して自然環境に調和した水辺空間を形成するために、自治体が行う公園整備と一体となった河川整備を行っております。それで、見ていただいたらいいように、全てもう完成はしてございます。人々が水辺に親しみ近づくことのできる環境整備が進められてございます。今後とも引き続き地域の方々、河川レンジャー等の意見を聞きながら、その地域に応じた水辺の整備を進めてまえればと思っております。

次のスライドをお願いいたします。次は「人川」のときにありました小径の整備でございまして、これにつきましては、現在、整備率68%ということで、中身は「人川」のときと同様でございます。

次のスライドをお願いいたします。次のスライドが「迷惑行為の是正内容・対策箇所数」ということで、24年度はバイクの乗り入れを規制する車止めを1カ所設置してございます。設置したのが瀬田川でございまして、瀬田川に河川管理用通路、いわゆる散策路を整備して、ずっとしてきていますということで、河川利用者が安全に利用できるように、ここはどうもバイクが乗り入れられて走られるということで、規制対策としてこういうものを設置いたしまして、車椅子の方は通っていただけるんですけども、バイクは通れないような車止めを設置して利用を規制しているということで、バイクの走行に対する規制、あるいは、車止めの設置等の取り組みが実施されて、河川管理者、あるいは、近隣住民者の安全性が向上はしてございます。今後とも迷惑行為の是正に向けて関係機関と連携して規制やマナーの向上などに取り組んで参りたいというふうに考えてございます。

次のスライドをお願いいたします。次は「ホームレス対応内容・確認数」ということで、まず24年度は165人、淀川流域全体でホームレスが居住されているのが確認されておまして、平成18年までは500名以上おられましたので、非常に大幅に数は減ってきてございます。ただ、平成24年度時点で淀川・宇治川では146人、いわゆる165人中146人、淀川・

宇治川、このような形でおられまして、広大な河川敷に居住するホームレスに対応するために、普通の河川巡視とは別に「ホームレス対応班」というのを設置させていただいて、定期的に巡視による正確な居住指導の実態把握とか指導等を行ってホームレスに対する取り組みを強化いたしまして、当然、ただ動きなさいということではなくて、自治体の福祉部局として連携してきちっと言っていただくというような連携を図らせていただいているということで、自治体の福祉部局との連携によりホームレスの居住数は減少していると、今後も引き続き自治体の福祉部局等関係機関と連携してホームレス対策を実施して参りたいというふうに考えてございます。

次のスライドをお願いいたします。次がやはり「人川」のところでありました「三川合流部の拠点の整備内容」でございますけれども、こういう桜のころとか、あるいは、七夕のころにお船を出したりして各自治体と協力してイベントの定着等の検討をしているということでございます。中身は「人川」のときと同じでございますので、省略をさせていただきます。

次のスライドをお願いいたします。次が「歴史文化と調和した河川整備内容」ということで、塔の島地区の景観構造検討会の実施状況ですけれども、宇治川の塔の島地区では一部護岸の形状が決定されて、掘削、護岸の施工を進めてございます。あるいは、嵐山の河川整備につきましては、治水・環境・景観・観光なんかの助言等を行い、環境産業、あるいは、景観への影響を含め、嵐山地区の景観利用に配慮した河川整備計画について検討することを目的に、平成24年7月に整備計画検討委員会というのを設置いたしまして、24年度は3回開催させていただいています。また、地元関係者へ河川管理者が委員会の内容を説明して意見を聞くために地元連絡会も併せて開催いたしまして、同じように3回やらせていただいております。地元の観光協会、学識者、地元自治体と連携いたしまして、河川環境や景観に配慮して、地域貢献のできる整備案について検討を進めさせていただいて、引き続き検討を進めて参りたいというふうに考えてございます。

次のスライドをお願いいたします。次は「水辺を活かしたまちづくりの取り組み内容」ということで、スーパー堤防でございますので、治水のときにご説明をさせていただきますので省略をさせていただきます。

次が「水源地ビジョンの策定とその後の活動内容・回数」ということで、これも「人川」のときにご説明をさせていただきましたものと全く同じでございますので省略をさせていただきます。

次が「ダム周辺の施設整備内容」ということでございまして、24年度は大石地区で護岸整備工事、あるいは、河道整備工事を行ってございます。天ヶ瀬ダム管理所では貯水池に流入する大石川、ちょうど整備箇所はこの辺でございまして、立木観音って御存じかどうか、有名な神社があるんですけども、ダムはここでもございまして、ずっと上流、貯水池の末端に近いところでございますけれども、そこに流れ込む大石川におきまして河道の整備を行って河道を確保してございます。合わせて、左岸側の盛土に際しては、河川環境ができるように、盛土材の表土にオギの根なんかを移植したり、水陸移行帯を設置したり、良好な生物の生息・生育環境の創出を図らせていただいております。それから、合流点の貯水池上流に位置して変動による影響を受けて法面浸食が進んでいるところがございますので、そういうところでは護岸を少し整備を実施してございます。それで、利用者の利便性を向上させるために、ダム周辺の施設整備を着実に進めさせていただいているというところでございます。

次のスライドをお願いいたします。次が「湖面活用の促進の取り組み内容・活用数」ということで、先ほど申しましたように、淀川・宇治川・琵琶湖ですと天ヶ瀬ダムしかございませんで、天ヶ瀬ダム、切り立ったところなので湖面利用がございませんので、24年度の湖面利用は、主に高山でボートによる湖面の見学会ですとか、室生ダムで子供の森カヌー教室ですとか、布目ダムで釣り大会みたいな形で、木津川上流ダム群で主にやっております、ダム周辺の施設整備により利用者の利便性が向上し、ダム湖面のカヌー、見学会等が継続的に開催されているということで、天ヶ瀬ダムにつきましては、湖面利用というよりは、ダム周辺の自然観察会、職場体験等、各種イベントの情報はご提供しておりますけれども、湖面利用はされていないというところでございます。

はなはだ簡単でございしますが、説明は以上でございまして。

○中谷委員長

はい、説明、ありがとうございました。

そうしましたら、まず【利用】の点に関して、委員の皆様、ご質問なりご意見なりありましたら伺います。どうぞ。

委員の皆さんに見ていただいている間に、舟運に関して、指標としては「取り組み内容・水制工整備数」という、水制というのは目に見えてわかりやすいのですが、例えば、舟運の取り組み内容、何かこう工程表といいますか、目指すところはこういうところだという全体像のイメージみたいなものはあるのでしょうか。といいますのは、例えば、

いつのときかには、さっきもお話があった八幡の橋本のあの辺で渡し船的に行き来させる
ところを目指そうみたいな、何かそういうようなイメージは。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

最終的には、やはり大川の八軒家から伏見ぐらまでお船が行き来して地域の活性化に
役立てばいいのかなというのと、もう一つは、当然、緊急用河川敷道路と合わせまして防
災船着き場も整備しておりますので、防災のとき、大地震があったときとかに、そういう
舟運というか、船の利用ができないかと。それで、阪神淡路大震災のときに西島のところ
が堤防自体が相当沈下して傷んだときは、お舟でたくさんの土砂を運び込みまして短時間
で復旧できたというような実績もございますので、そういう通常時、災害時、いろいろと、
今、舟運の地域の協議会なんかも作ってご議論はしております。それで、実績的にいいま
すと、枚方なんかですと、平常時に舟運復活の淀川歴史探訪の旅ということで、民間のク
ルーズですとか、そういうものも不定期、あるいは、ある一定時期だけ運航されているよ
うな実態があるんですけども、まだまだなかなか定期的に運航するとか、そういうこと
もなかなか今のところ厳しい状態もございますので、まずは三川地区なんかですとそうい
う、まさに桜、花見、それで、この前は雪というか、冬に一度運航しようとしたら大雪で
今年中止になったんですけども。「橋本の渡し」なんかも、今、防災船着き場が枚方、
高槻のところまでしかなくて、これからやはり三川合流部、掘削とか、いろいろなそうい
う河川整備と合わせて、というのと、三川合流部、どうしても土砂が貯まりやすいところ
でもございますので、そういう維持管理みたいな検討も踏まえながら、これからも検討し
ていきたいなということで、今、試行錯誤をしながら、民間事業者さんなんかのヒアリン
グなんかをやってみたりとか、地域と一緒に、今、知恵を絞っているというのが実
情でございます。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。

委員の皆さん、どうでしょうか。

平山委員、どうぞ。

○平山委員

まず確認なんですけれども、不法係留船と不法耕作とホームレスについては、河川法に
違反して、占用というか、利用しているということによろしいですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

まず不法耕作と不法係留船についてはまさに不法なんですけれども、ホームレスにつきましては、当然、そこは定住して住む場所ではないんですけれども、やはり人権の問題も絡みますものですから、強制的に追い出すみたいなことはなかなか、やはり出水時になると非常に危ない場所でもございますし、私も映像で覚えておるんですが、多摩川の大出水のときは当然のことながら取り残されたホームレスさん、中州なり河川敷のところからたくさんレスキューで救い出したりされている映像もありますように、非常に出水になったら危ないところですけども、逆に強制的に追い出しても、結局、またそれがどこかの公園ということになるので、河川の事務所におきましては、先ほども説明にもありましたように、自治体の福祉部局と連携をさせていただいて、ご本人と何回もそういうご指導なりお話しをさせていただく中で、そういうシェルターとかですね、そういうところに、いつてみれば、生活再建に向けてやっていただくような形で、今、指導をさせていただいているというのが実態です。ただ、当然、お住みになられるところではありませんので、そういう班を設けて定期的に指導してございますし、居なくなられたようなものにつきましては、確認でき次第すぐに撤去もさせていただいているというようなことでございます。

○平山委員

ありがとうございます。

ホームレスについては理解しました。船と耕作地について、罰金はないんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部水政課課長 永野）

不法占用につきましては、河川法で罰金はありません。

○平山委員

わかりました。

どちらについても、事務所の方が現場に行って立ち退きを交渉しているということではないんですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

不法耕作につきましては、やはり機動班みたいなものを設けて、件数もありますので、今、木津川で特に河川の堤防強化とか工事をするのに合わせて、そういう地区を特に重点地区にしまして、不法耕作をされている方にやめていただくように指導なりを重点的にやって、今年も井手のところで何万平m²もまた不法耕作地の是正はされていますけれども。

○平山委員

交渉したことによる是正されたという効果について考えた時、同じ場所に行って、こっ

ちは耕作しないでください、ここに船を泊めないでください、ここに住まないでください、
というように担当者が3つの点について交渉の方が効率がいいと思うのですが、なぜこれらを別々の事業として実施しているのかわからないんですけれども。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

別々の事業というか、私どもでいいますと、占用調整課と申しまして、そういう河川敷の許認可みたいなものを担当している部署が担当を全てしておりまして、ただ、その中で役割分担しながら職員が是正の対応をさせていただいているということでございますけれども。

○平山委員

わかりました。

別の観点からもう1点、船に関しては、ホームレスと耕作放棄地よりも是正件数が少ないと思うんですけれども、もしかしたらイタチごっこ、つまり、1回是正されたがまた戻ってくるということがあるんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

まさにおっしゃるとおりでございます。最終的には目標としているのはそういうお船も禁止区域も張れるんですけれども、それを張るに当たってはそれに相当するようなお船を留める場所がないとなかなか禁止区域を張れないという部分もございまして、ただ、今、大阪湾内にはなかなかそういうふうな船を泊めるところがないので、淀川で強力にやったら、大阪府域のそういう海岸のところには不法係留になって、そういうところで逆にやられると別のところに動いていくということですので、今、なかなかいい方策がないというのが実情で、ただ、当然のことながら、定期的に指導していかないと認めたこととなりますので、そういう意味できちっと不法ですというご認識はいただくように指導はさせていただいているというのが実態です。

○平山委員

わかりました。ありがとうございます。

○中谷委員長

他の委員の皆さん。

志藤委員、どうぞ。

○志藤委員

二点ほどありまして、「水源地域ビジョン」の関係なんですけれども、水源地域の活性

化という文脈の中で、水源地上流のところと下流のところの人の交流をするということでは、いろいろとイベントを組んでおられるんですけども、一つには水源地域ビジョンというものの目指すべき今後の方向性みたいな、全体像みたいなものがバクっとしてよくわからないので、水源地域というものと交流を進めていく内容みたいなものね、今のようやり方で何を指そうとされているのかということの具体的な展開みたいなものをもう少し説明していただきたいのと、それと、これ、17ページのところに、水源地域ビジョンの維持管理、維持管理の方で、大石川の関係なんですけれども、護岸工事をやられている、護岸整備をやられているんですけども、これは、貯水池上流に位置して貯水の水位変動による影響を受けるためにこういう護岸整備をされているんですけども、これは、一時的なものなんですか、それとも、24年度辺りに起こった、例えば、雨の関係であるとかっていうものの中で出てきた事態に対する対処だったのでしょうか。その辺りをご説明願えますでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 森田）

まず水源地域ビジョンの関係ですけれども、水源地域ビジョンは、ダムができて、水源地域の、湖面ができたりダムができていたりということで、そういった地域について活性化を目指すというか、その地域の方々、自らの方々もあるし、今、言われたように上下流の交流も深めていこうということで、いろんなビジョンを作ってですね、それを構想に基づいていろんな活動をしていただいているのが実態です。おっしゃるとおりですね、何かの予算化があってこれで事業を推進しているというわけではないので、いろいろな地元で考えている活動に合わせて上下流の交流を広げていく、あるいは、地域全体での活動を広げていこうということで、例えば、そこにも書いていますように、ハイキングを実施したりとか、あるいは、地域でのイベントを開催したりというのがやっているのが現状です。もう少し展開を広げていけばいいというところがあるのかもしれないんですが、さっきも言いましたように、なかなか予算もない中で限られたボランティアであったり、我々の活動であったり、自治会であったりというようなところに声を掛けてさせてやっているというのが現状です。

それからもう一つ、大石川の整備の話ですが、これは、ある出水でというわけではなくて、経年的にかなり傷んできていたり土砂堆積があったりということで、24年度に拘らず、たしか、その二、三年前から、順次、この護岸は整備しておりまして、22、23、24と整備して、24の場合はここに書かれているような大石川からの合流点の土砂撤去なんかも

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 岩下）

今の水源地ビジョンですけれども、近畿の管内では幾つ也多分ありまして、そこで水源地ビジョン、さまざまに作られていますけれども、先ほど、委員が言われたように、ダム、非常に上流の方にありますので、その地域活性化とか、ダムを使った地域活性化とか、そういうのも地元の方々と一緒になって、そして、また下流、その恩恵を受ける下流の方々に上流、水源地を思ってもらおうというようなコンセプトでどのダムもこういうビジョンを作っているというような状況ですね。ですから、ビジョンを作ったりとか、あるいは、改定したりするとき、一般の方といいますか、そういう様々な主体にも参加してもらって、そういうような観点で作られているというようなところが、一般的といいますか、そういうのを狙いとして作っているということが実情でございます。

○中谷委員長

上田委員、どうですか。

○上田豪委員

話は戻るんですけれども、先ほどの水源地ビジョンの関係で17ページ、貯水池への大石川からの流入、並びに護岸整備ですね、これなんですけどね、写真を見て、非常に違和感があります。整備後、整備前から整備後が非常に固いものになっている面、多自然川づくりというような感じはしないという目で見ると、この護岸が、下の方の写真ですね、護岸が法面浸食が進行しているということですが、その法面の裏は、民地か何かがあるんですか。どうしても整備しないと、これが崩れたらそういう意味で具合が悪いということがあるのか、それとも、ただ単に砂が流れたら貯水池への影響があるよということなのか、これが一つ聞きたいこと。できれば、こういう杓子定規の、石は使いながらも、緩傾斜にしながらも、ここはもう固まったものということじゃない方がいいのかなというような感じがしますので、もう少し大きい石とか小さい石とか使いながら、コンクリートも使わないで法面を防ぐというようなこともあるのかなと。それで、後ろが民地で、影響があつてさまざまな不利益が生じるようなことであれば別ですが、そうでないならば、一定程度、砂が出ないような措置だけでいいのかなという具合に思います。上流で、上の方ですけれども、これも、オギとかオギの根を移植して水陸移行帯を設置しているということなんですけれども、陸上の良好な生物の生息している生育環境の創出を図ったとありますが、水辺の方の視点から見たら、これもわざわざ盛土をしてやっている。そこら辺が必要があつたのかどうか、あるいは、ここは上流で溢れてしまうからこういう形で砂をとるふうにし

たのか、あふれないけれどもこの方が、河道が整備されて、滞筋ができてすっと流れるからというだけのことなのか、この辺が分かりにくいです。水辺に大きな石を置いて、こっちから見たら大石川と書いて貯水池と書いてある間ですけれども、この写真を見る限り、非常に固いものになっているなあという気がします。これは、普通の川じゃない、貯水池へ行く間の水路のことだからこういう固いものでいいとしたのかなと。多自然川づくりポイントブックⅢ等では、全ては基本は多自然川づくりということになっていると思うんですね。費用の関連があったんだと思うけれども、この辺についてどういうことなのか説明をお願いしたいなと思います。以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長 森田）

では、引き続きまして、まず17ページ見ていただきまして、黒い字で護岸整備と書いている箇所が先ほど、上流の方から、本川筋の護岸整備でして、これは写真ではちょっとわかりづらいかもしれませんが一応巨石積みの護岸をしております、一応これもそのものが多自然だというふうに理解しております。生物生息なんかも可能な護岸、いわゆるコンクリートでがちがちに固めてあるものではなくてという整備をやってまして、これは何でやるんだという話で、背後地につきましては直ちに民地ではなかったと思ってるんですが、かといってこれは貯水池とはいえ琵琶湖から出てきたところでかなりの流速のある場所です、護岸がやられてるのをそのまま放っておくというようなことにはいかないという状況で、ある程度河道を安定させるために、やはりこういった巨石積みの、まさに自然型の整備をさせていただいたというところです。

それから、その下流側ですね、大石川の矢印から入ってきてるところ、これ実は大石川から入ってくる土砂、かなり三角州状に堆積しております、それを河道をちゃんと確保してあげることとその土砂を、この図でいきますと右側、下流側にどっこいしょとどけたような状況で、そこにある材料をそのままなるべく元の姿に近い状態が回復するようということで、右の方に護岸を多少手入れしてどけたというような状況です。護岸するにあたっては、事前に護岸としての強度を保てるように、連節ブロックであったりということでそれを下にひいて、上の方にはそういった覆土をして、本来の姿、本来というか、もともとあった材料の覆土をしたというような整備を行っております。以上です。

○上田豪委員

どちらの説明についてもちょっと異論があります。護岸整備の方ですけれども、できれば護岸は造らなくていいよと、後ろの幅があればということになってると思います。とい

うのは、それは川が崩れて土が崩れると浅いところ深いところできたり、多様な環境ができるという視点で多自然川づくりが考えておると思います。そのポイントブックⅢにはそういうような書き方してると思います。現地の材料使ったり、巨石を使ってるからいいのかということ、巨石を使って一定の、見てください、この左側の整備前、整備後の下の写真を見てもらったら、現地の材料を使ってるからいいよ、水がいくからいいよということではなしに、例えば平面な護岸を避けて不規則にする、あるいは護岸を造るときには控えて、一番後ろに控えて、そこから先に行けば具合悪いというところで止めると、侵食があれば。その護岸の前の部分は川が川を造るに任せていくというのかね、今の流れかなと思います。そういう視点から見たら、写真見たときにあれっ、ということで人工すぎて違和感がありました。

それから、右側の写真ですね、三角州ができるということで、みお筋を固定してやる方がかいいということですが、ここで三角州ができることで大石川が上流であふれてるとかいうことであれば、何かの影響があればその三角州はとった方がいいかもわかりませんが、これも護岸のところと一緒に護岸整備の後ろにどれだけの民地があったり、近づいてんのか、近づいてるとしたら、民地との境に掘って、護岸を造って、そしてその前にもう一度盛り土して石を戻して、そしてそれがその後削られていくのに自然に任すとかいうのは、これは今の多自然川づくりの新しい方向性です。その辺が中小河川ではそういうことやってるわけですし、ここも中小河川です。淀川本川ではなかなかそういうことはできませんけれども、その辺について私の見解を述べましたが、どうなんだろうということですので。よろしくお願ひします。

○中谷委員長

今、上田委員からご指摘ありましたが、どうでしょう、この写真の範囲、護岸整備、白く写ってるのができ上がったところで、あと、まだ続いての計画とかが予定されてるんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長 森田）

この護岸につきましてもう既にできておりますので、今年以降は手を入れる予定はございません。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。

上田委員、今、多自然川づくりのことお話しいただきましたけれども、ちょっと現地で

は今確認したとおり、今後というところはなさそうですので、もし何かそういう整備の機会があれば今のご指摘の点、ちょっと踏まえていただいて、よろしくをお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長 森田）

わかりました。ちょっとまた勉強させていただきたいと思います。少し申し上げますと、先ほど言いましたように巨石を使うというのはやはり、かなり流速があるということもあって、それなりにやはり大きな石でないと動くというかそういうふうなところもあって、河川から見るとそれほど違和感のある工事じゃないと思ってるんですけど、おっしゃられたことも含めまして、ちょっと今後の参考にさせていただければと思います。

○中谷委員長

はい、上田委員どうぞ。

○上田豪委員

まとめていただいたのにすみません。これが違和感がないっていう感覚そのものを僕は変えてほしいなという具合に思います。僕の見解というよりも国交省の方の国土保全局ですか、そういうところも市民と一緒に作っておる多自然川づくりの手引き、ポイントブックⅢということで、そのような事例も載ってるわけですね。それを見て理解していると、こういう護岸に普通はできないと。この淀川水系の流域委員会の中で自然再生も含めて考えていくということもあつたけれども、ここは掘れるから多自然でなくて従来どおりで構わないんやと。できるところだけ多自然でやっていくということではないというのが原則だということだけはちょっと押さえたいほしいなと思います。両際に護岸を造るが真ん中には、広い川幅であればそこは広いまま置いておく、そしてそこで蛇行すれば蛇行させ、川に任せていくことによって昔みたいな川をつくっていかうと、その上流が狭いからといってその断面があればいいということで、川の広いところも狭くするというようなことが今まで行われてきたわけですが、それを広いままに置いとこうと。そして護岸の前に覆土しておいたら、勝手に川が造りよるやろと、これがダイナミックな川づくりやと思いますので、その点、勉強不足って言われると非常に辛いなというか、考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○中谷委員長

はい、ご意見ありがとうございました。

調査官。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 岩下）

我々もこの現場もちょっとあれなんで、この写真だけで議論するのも、というようなこともありますので、今いただいたご意見を踏まえながら、また現場を見て、その辺見てみるということも必要なかなと思います。

○中谷委員長

はい、ありがとうございました。

先ほど、古市さん、はい。

○古市委員

今の水源地ビジョンに関連するんですけども、私はまあ水源地に近いところに住んでおりまして、ここも今拝見するといろいろホテル観賞会とか、いろんな取り組みをしておられますが、そういうイベント事も1つなんですけれども、例えばこの前の台風18号のときにやっぱり水源地に近いところは大きな被害が出とるわけですね。それは上流、下流、中流の、宇治の辺りもそうですし、そういう災害の起こった後の交流、上中あるいは下流等の交流等もやはり、特に今年とかなんかですとタイムリーでありますので、そういうことも進めていただいたらどうかなというふうに思います。

○中谷委員長

はい、ありがとうございます。

今のご指摘の点について何か、特に今のところない。そしたらもう今ご指摘あったとおり、やっぱりそういうところは大変重要な観点とも思いますので、今後こういう取り組み考えていただく際に参考にさせていただければと思いますが、ということでもよろしいでしょうか。

はい、須川委員。

○須川委員

はい。キーワードが川らしい利用ということで幾つか感じる所があります。舟運というのは、100年ぐらい前までは都市にいろいろ必要な物質を割と広く瀬戸内とかそういうところから運ぶ水運の場としてとても機能してたわけです。例えば京都の高瀬川、さらに明治になって琵琶湖疏水の建設も含め続きます。先日岡山へ行きましたら旭川は高瀬舟の発祥の地であるとか、そういう歴史的な背景があつての観光とか大きな物語の中で、もちろん物流を復元するという意味ではないとしても、そういう大きな歴史文化遺産の中でやっぱり観光っていうのは面白いと思います。そういうスコープが今日の説明ではもう一つ少ないかなと。橋本の渡しとか、そういうのはありましたけれども、大きな流れっていうか

そういうの設定があると面白いかなというのが一点です。

それから、4ページの水難事故防止で例えば7.2キロ付近に落差工があって家族連れとか子どもたちの水遊びが多いということは、ある意味すばらしいことだと思います。もちろん、ここで泳ぎなさいということはあまり大っぴらには言えないかもしれないけど、実はここで子どもたちが遊べる、水遊びできる、比較的安全にできる場所があるんだというのは、河川における財産というか、淀川流域における一つの財産だと思うんですね。勝手にみんな見つけて利用しに行くわけでしょうけど。そういうのは現状として把握されているか。水難だけでいくと、やめとけやという雰囲気、トーンにとれるんで、あくまでそうじゃなくて、やっぱりそういう場所があるし、今までなかったのがあるいは利用できるようになったというのもいいことである、悪化していた水質がよくなったということで川で水遊びできるようになった場所ができたのだということをもまず意識されるの必要なんじゃないか。安易に水遊び勧めることは、責任がいろいろかかってきて難しいと思うのですけれども、どうしてもこのトーンだと、水難防止というのが前に出てきてるんで、ほな、あかんのかって言いたいんかって言ったらそうじゃないと思うんですね、川らしい利用ということでは。その辺りちょっと気になりましたと。

○中谷委員長

今ご意見いただきました。

はい、所長どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

1点だけあるとしたら、昔淀川は当然伏見と天下の台所大阪を結ぶ物流の拠点だったやつが陸蒸気にとってかわられたという意識もありますし、伏見港というのがあるんですけども、これ、全国の中で川の中にある港湾区域の唯一の場所なもんですから、そういうところと結んでいきたいという思いは当然あります。ただ、逆に言いますと今、三栖の閘門は存じ上げていただいている方は存じ上げていただいていると思うんですけど、もう落差が何mとあって、今のままでは三栖の閘門に船は上がりませんので、そういう部分も、それだけが、ほんと安全のために川を掘ってきたという部分もこれまたありますし、環境のときもありましたように当然鶴殿なんかの湿地帯もそういうことで、本川自体の水位が、河床が下がってますので、平均的な河床が下がってるんでアシ原帯なんかも逆に切り下げていかないといかん。だからそういういろんな部分もあるんですけども、当然渡しなんかもいろんなところにあって、それが今はもう当然自動車利用の橋にとって替わられてる部

分もあって、そういうのも意識しつつやっていきたいとは思ってはおります。

ただ、逆に言うと三栖の閘門のところから中は中でNPOの観光協会なんか伏見の酒蔵とかを巡るところは十石舟とかも運行されたりもしてますので、ああいうところとコラボできないかとかできるのかとか、そういうことも含めて今後とも勉強というか検討していきたいと思います。以上です。

○中谷委員長

はい、ありがとうございました。

はい、上田委員。

○上田耕二委員

1点だけお聞きしたいんですけど、またこの水源地ビジョンのことなんですが、ダムは存置してる地域といいますか、大変水源地域を生かしていただくことだと思いますし、そういう意味で周辺整備も大変だということだと思うんですが、木津川ダムで湖面活用ですか、されてるということでお聞きをしてますので、私ちょっとこの人数を、もしわかれば、この高山ダム、室生、布目の関係の参加人数、少しわかれば教えていただきたいなと思います。

○中谷委員長

今、資料はお持ちでしょうか。

ちょっと調べていただいている間に、上田委員はその人数の件でよろしいですか、御質問。

○上田耕二委員

すみません、ほかはいろいろ人数、これだけ人数出てへんのは何でかなと思って、あんまり聞くのも悪いかなと思ったりして。

○中谷委員長

いやいや、悪くは全然ないです。ちょっと今調べてもらいますが。

はい、平山委員、どうぞ。

○平山委員

私の先ほどの不法係留の件で、私の言葉足らずのところがあったんじゃないかと思うので少しだけ補足させてください。

先ほど、不法係留等の是正活動の効率と申し上げたんですけれども、効率というより費用対効果が気になっています。ここでいう費用とは職員の方がその活動をしている間のお給料、それに対して、どれだけ是正がされたのかという費用対効果を考えたときに、も

ちろん定期的に呼び掛けるということが必要ということはあるんですけども、他のやり方がないかという提案です。

思いついたところで言いますと、ホームレスの方の立ち退きをお願いするときは自治体と連携してその方のその後の面もフォローしているというところで少なくなっているところがあると思います。しかし、不法係留に関してだけは、行き場がなくてあちこちうろろしているという状態になっているのは、何か先が見えないと言いますか、どこかに移ってください、お金を払ってここに留められますとかそういうその後のフォローがあればその費用対効果の効果が上がってくるんじゃないかというコメントです。

○中谷委員長

ありがとうございます。多分今の話、実態として金を払うのが嫌だから不法係留で留めているという面もかなりあるので、多分仕組みとして何か河川管理者とか港湾管理者だけでなしにまた別の仕組みがいるのかもしれませんが。

はい、所長さん、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

逆に申しますと、職員はやはり行かないと不法という認識をちゃんとお持ちいただくようにはしていかないと是認したみたいなことになってしまうといかんで、それは行くんですけど、やはり最終的な目標は、和歌山でしたかどっか、マリナーみたいなのをやっぱり整備しないといかんですけど、なかなか民間マリナーってやはり高いんです。当然のことながらお舟のレジャーというのは高級です。だから、普通は公共マリナーみたいなものの整備ということになるんですけど、なかなかそれにふさわしい場所があるのかとか、じゃあそれにどういうふうに入出入りするのかとか、どこの河川も私が中部にいましたときやっぱり木曾の辺りとか、でもやっぱりそういうので非常に悩ましい。結局、最終的にはやはり低廉なマリナーみたいなのを整備しなあかんですけど、今なかなかそういうな第3セクターみたいなものでも入らなくて破綻するといかんですから、なかなかやはりそういう恒久的なところなかなか整備が進まない。ですので、本当は禁止区域という貼る制度もあるんですけど、今の通例でいくと追い出す限りは、入るか入らないは別として、やはりそれなりの収容スペースが用意できたんでもう出なさいと、だから禁止張りますと。で、禁止区域を張ると強制力が発生するんですけど、ただ追い出すだけでは、皆さんどっか追い出したら結局ぐちゃぐちゃになるんで、そこまでのことまではできていないというのが実態です。以上です。

○中谷委員長

先ほど上田委員からありました人数の件はいかがですか。ああ、そうですか。はい、ありがとうございます。すみません、また調べていただいて。そしたら今の利用の件で議論はまだいろいろあるかと思えますけれども、まだほかに2つテーマもありますので、また関連するところ等々で触れていただければいいと思えますので、次、利水、資料2です、この説明をお願いいたします。

2. 議事

1) 淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果について

・利水

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 事務所長 森田）

資料をお配りしております利水ということで、最初1枚めくっていただきますと他のと同じように整理しておりますけど、点検項目として大きな2つ、環境に配慮した効率的な水利用の促進と渇水への備えの強化ということで2つですが、主要としては8つの項目で準備しております。

最初に水利権の見直し、転用の実施状況として、見直しと転用のためのルール作りの内容・件数ということでございますけれども、進捗状況の方見ていただきまして、水利権の見直しにあたっては前提条件として利用可能な水量を確保させるために1項目である渇水調整方法の検討を行ってきたということでしておりますけれども、このルールづくりにつきましては、ちょっと事前に先生方ご説明したところ、少しわかりにくいんじゃないかということもあって、この辺り少し修正を加えております。

ルール作りについての基本的な考え方について少し整理したので、ちょっとそこを説明させていただきますと、将来水需要が確実に抑制され、気候変動要因を考慮しても安定的な供給が可能となれば、水源の転用も含めたより合理的な水利用へ向かっていくことが可能となるということで、水需要の抑制に伴う水利権の見直しや水源の転用にあたっては、利水者が将来の水需要を踏まえつつ、渇水時の調整方法や利水安全度を考慮したうえで必要量を判断することになるということで、渇水調整の方法というのが重要なひとつの要素となってきます。

この渇水調整につきましては、現状では実績取水量に応じた取水制限というのを実施してるんですけども、各利水者の安定供給確保の取り組みだとか日頃からの節水ということに応じた、こういった努力に応じた取水制限の考え方を検討していかなければいけな

いということで、検討しているところです。

そういったことで、このようなことをやってるんですが、渇水調整の方法に関しましては渇水調整の方法によっては利水者毎の取水制限に差が生じることにもなるということもあって、利水者間の十分な利害調整が必要になってくるという課題を抱えているところです。

そういったことで点検結果としてお示ししてはありますが、渇水調整方法の検討を実施しているところであり、水利権の見直し、転用のためのルール作りまでは至らなかったということになっております。

今後、渇水調整方法につきましては利水者の意向を確認しながら検討を進めるとともに、水利権の更新の機会を通じて水需要の精査確認を行い、また転用の要請等の機会には関係機関調整を行いながら、水利用の合理化に向けた調整を図っていきたいということにしております。

次に、慣行水利権の許可化の内容・件数ということでございます。これは昨年も同じことでお示ししてるかと思っておりますけれども、進捗状況のところを見ていただきまして、平成24年度においては慣行水利権の更新件数が1件ございましたが、許可化ということにはなりません。それから前年2件に引き続いて今年は1件の用途廃止を実施してるということで、図の方に載せております木津川の上流の宇陀川で農業用水ですけど「釜石揚水機」の用途廃止というのを、廃止したというのが実績でございます。

点検結果としましては、取水施設の点検や占用許可更新時の協議、あるいは施設改築の機会を通じて、許可水利権化の働き掛けを行っているけれども、24年度は許可化がなかったということでございます。

今後も引き続き、河川管理者としては法定化に向けて資料作成あるいはデータ提供等のサポート可能な協力を行いまして、引き続き占用許可更新時の協議等を通じて許可化の働き掛けを行っていきたいということにしております。

その次は水需要抑制の実施状況ということで渇水対策会議の機能拡大あるいは会議構成員の拡大及び常設化という資料でございます。渇水対策会議の組織の改編につきましては、平時から水利用の実態を把握して効率的な利水運用を図るとともに、水需要の抑制を含めて総合的に検討するための組織への改編に向けて、関係者間で調整していくということにしておりまして、従来は渇水時のみの開催であったのを改編して平時から情報交換あるいは会議を開催しましょう、あるいは水需要の抑制につなげるようにということで改編

していこうということでございます。

進捗状況を見ていただきますと、24年度渇水対策会議の機能拡大及び利水者会議の常設化に向けて、課題であります淀川水系全体の渇水調整の方法の検討を引き続き行った。また、主な利水者については個別でヒアリングを実施したということでございます。

点検結果につきましては、平成20年度に実施したヒアリングにおいて、会議内容や運用方法に対する利水者間でそれぞれの立場及び意見の相違があるということで、現時点においては利水者会議の設立については難航しているという状況でございます。当面は課題の検討整理を行い、理解が得られるように引き続き調整を続けていくということにしております。

次に同じく水需要の抑制の実施状況ということで住民・事業所に対する啓発内容・回数ということでございますけれども、進捗状況見ていただきますとダムの貯水率をホームページで公表することにより、節水の意識の向上を図っているということで、ここで事例として水資源機構のホームページをご紹介します。水資源機構のホームページにいきますと実は最初のページに「水は限りある資源です。大切にしましょう」というようなキャッチコピーを載せてるんですが、それには載せておりません。さらに入っていきますと、こういった貯水池の状況等を載せてるという状況でございます。

点検結果としましては、今後も水道事業者と連携して、節水協力等の広報・啓発を実施することにより意識の向上を図るということにしております。

次は既存水源開発施設の再編と運用の見直しの実施状況ということで、見直しによって効果をあげうる事案の調査検討内容について記載しております。これは昨年も同じことをご紹介しますのでございます。23年度に引き続きということでございますが、日吉ダムにつきましてはこのところ毎年取水制限を行っての事態等を受けまして、利水者の合意を得ましてダムの下流基準点であります新町下地点で確保流量を $5.0\text{m}^3/\text{s}$ から $4.0\text{m}^3/\text{s}$ とする運用を開始してございましてずっと運用を継続して実施しているという状況でございます。

昨年もご説明したようなあれですけれども、もともと川の流量が少なくなったときに $4.0\text{m}^3/\text{s}$ を下回ったときに $4.0\text{m}^3/\text{s}$ まで回復させてあげましょうという、それはダムで補給して回復させてあげるということをやっております。これ目標を $5.0\text{m}^3/\text{s}$ としますと当然少ないときに上乗せ放流する量が増えるわけですから、それはダムの貯水池がどんどん下がっていくということで、一応貯水池が5割を切る、50%となった段階で皆さ

んユーザーさんで取水制限と言いますか、何らかのそういった節水等を始めましょうというようにございますが、昨年ですと、本来と言いますか、 $5.0\text{m}^3/\text{s}$ 確保するとそういう事態になったんですが、 $4.0\text{m}^3/\text{s}$ という運用を行ったおかげで、自主節水等は回避できたということでございます。

点検結果としましては、日吉ダムにおいて慢性的な渇水状況の改善のための貯水量を温存するための検討・調整等を行うなど、既存施設の運用の見直しが進められている。今後も利水者等の協力を得ながら、状況に応じ適切な既存水資源開発施設の運用に努めるということしております。

続いては、安定した水利用が出来ていない地域の対策状況ということで、新規水源の確保の内容でございます。進捗状況、これは治水でもダムについては進捗状況ご紹介させていただいたかと思えますけれども、進捗状況としまして、まず川上ダムにつきましては県道青山美杉線の付替工事を実施した。それから天ヶ瀬ダム再開発事業につきましては、トンネル放流設備とそれから橋梁架替工事に着手して工事用道路の整備を継続実施したという、24年度の状況でございます。その状況を図の方で示しております。

点検結果としましては、安定した水利用を確保するために川上ダムや天ヶ瀬ダム再開発事業を実施しているところ、今後も安定した水利用を確保するために必要な整備を進めるということしておりますけれども、ご承知のとおり川上ダムにつきましてはダム検証における対象ダムとしておりまして、現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」、これに基づいて検討を行っているという状況でございます。

それから、水需要の渇水対策会議の機能拡大につきましては先ほどご説明したとおりですので省略させていただきます。

最後でございます。渇水への備えということで、渇水対策容量の必要性和確保手法の検討状況ということで、渇水対策容量を確保することによる想定被害減少の検討内容でございます。これも、今回24年度の進捗点検ということで、一昨年の状況で書いております。進捗状況につきましては引き続き渇水対策容量を丹生ダムで確保する方法としていろんな案を総合評価して確定するために調査検討を実施して、丹生ダム建設事業に伴う自然環境への影響についてとりまとめを公表したということでございます。

それから点検結果につきましては、丹生ダムの建設事業については、ダム事業の検証における検証対象ダムとして、現在この検証に係る再評価実施要領に基づいて検討を行っているところであるとしております。

ダム検証につきましては、今年1月までに5回の幹事会を開きまして、それから1回の検討の場というのが開催されております。その場でこれ先般、総合的な評価が示されたということで、引き続きこの手続に沿って検証が進められているというような状況でございます。以上、利水でございます。

○中谷委員長

はい、説明ありがとうございました。

それでは利水の件について委員の皆様、ご質問、ご意見等々いかがでしょうか。

はい、上田委員どうぞ。

○上田豪委員

質問がないようなので。湧水の関係もあるんですけども、これとは直接関係ないんですけど、今日の新聞に水源地の方の水源確保ということで、各省庁が、国交省や農水省、厚生省も入ってね、水道水源の確保等々に関わっての法律が参院を通ったとかいうて書いてあったんですけども、一時、水基本法とかいろいろ言われたことと関係してることやと思うんですけども、その辺の情報は、非常に簡単に書いてあったようで、全然わからなかったんですけども、どうなんですかね、ちょっと教えていただきたいなと思って、質問しました。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 岩下）

もし、今わかればまた情報提供しますので、ちょっとすみません。

○中谷委員長

ということですので、またその辺情報を適宜また提供いただいて。

はい、平山委員どうぞ。

○平山委員

今の法律、私は新聞を見てないんですけども、水循環基本法じゃないかと思います。それに関して、私も知りたいのでわかれば教えてください。

質問です。4ページなんですけれども、点検結果のところにある「会議の内容や運営方法等に対する利水者の意見の相違があり」というところをもう少し具体的に教えていただけますか。

○中谷委員長

はい、今のご質問に対してお願いできますか。特に今そこまで会合での結果と言いますか、そこは今把握できてないですかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川環境課長 梅敷）

これ20年度のときにお話をしていた中で出てきたことをございますけれども、会議の構え方についても入るメンバーをどうするんだとか、あるいは学識経験のような方にお入りいただいて議論するのがいいのかとか、ちょっといろんな議論が出ておったということをございます、そういうことをちょっと今回お話として載せさせていただいておるという状況でございます。

○平山委員

利水に対する意見の違いがあるということだったらわかるんですけども、そもそこの会議を設立すること自体が難しいっていうのはどうなのかなと思いました、コメントです。

○中谷委員長

うん、それは確かにどうなのかなということもあるんですが、片やもう河川管理者としてなかなか今もご説明あったようにどういうメンバーでというようなところも大変難しい、微妙なこともあるのかなというふうに思うのですが、その辺今、平山委員からはコメントですということやったんですが、特に何か河川管理者さんの方から何か今の件について。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川環境課長 梅敷）

ただ、こういった議論は日頃からしていったということは非常に大事だとは、皆さんも思っはいただいているんで、その方法を調整することによって先へ進むというふうに思っておりますんで、引き続き継続して参りたいと思っております。

○平山委員

会議という形式にこだわらなければいろんな場の持ち方はあると思います。回によって、出席者をセミクローズドにする、あるいはオープンにする。また、内容や進め方については、時には説明会みたいな、時にはワークショップみたいなものというような場の持ち方もあると思いますので、何か1歩進むようなご検討いただけたらと思います。

○中谷委員長

はい、ご指摘ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

あと、3ページに慣行水利が載っていますけれども、ゆくゆくは許可水利へということなのですが、例えばこの、それぞれ件数が載ってますけれども、河川改修なり工事に関係しそうなというのはたちまちどれぐらいあるかとかはわかりますでしょうか。言いたかつ

たのは、もう近々そこは何か改修にかかってもう触らざるを得ないというのが予定されてるよ、みたいなことがあれば、許可化に向けてステージに載っかっちゃうわけですから。そういうことでないとなかなか慣行水利、今まで続けてられてそれを切り替えてくださいよってなことはなかなか通じないはずなので、はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

逆に申しますと、淀川本川、宇治川も本川系もそうなんですけれども、もうこれから川幅を広げるといような工事というのはまずほとんどあり得ないケースが非常に多ございますので、そういう意味で言いますと桂川で大下津の引堤、昭和50年代から始めさせていただくのが最後の堤防を大幅に引く、ただしそこにはちょっと慣行水利はもうありませんで、桂川の場合は昭和40年代に上流の一の井堰と下流部の久我井堰という2堰にもう合口統合されて、そこから取水されて、それ以外、1号とか、井堰と言われている1号井堰とか2号井堰とかいうのは、昔は当然取水されてたんですけど、今はもうその2堰に統合されて床止め機能として持つてただけでございますので、そういう意味で言いますと、今から大幅に堤防をがっちりいじるというか、動かすんでってかかるところはあまり淀川の本川、3川筋も含めてそんなに多くないと思います。

○中谷委員長

ほかにご質問なりご意見いかがでしょうか。

先ほどの利水者さん集まる会議も、例えば渇水になって困ったみたいなきじゃないと、幸せに暮らしてるときにちょっと渇水の話ししましょうと言うてもなかなか難しい面あるのかなというふうに思って聞いてたんですが。

はい、志藤委員どうぞ。

○志藤委員

すみません、その件に関してなんですけど、僕も平成20年に実施されて以降、まあまあ今年はまだ平成25年終わろうとしているのですけれども、この報告自体は24年度の報告なんですけど、4年間全然動きがなかったということなんですかね、まず。もしなければ、これから先は一体どうされるんでしょうかね。延々とこの計画、評価を、この回答のままずっとされていくのか、それとも何か動きに向けての検討は、例えば数年間の間で実際にこういうふうな動きをするとか、あるいは渇水時のみという従来型でもう一度再検討すとか、何かそういうふうな考え方というのはお持ちなんですかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川環境課長 梅敷）

まず、今これまでの取り組みということでございますけれども、水利用の実情であるとかいったことも利水者からお話を伺いながら濁水調整の方法の内部検討を行ってきたという状況でございます。折にふれ、こんな形でどう考えられますでしょうかみたいな意見交換もさせていただいてはいるんですが、まだ関係する利水者さん皆さん集まって、さあ、どうでしょうかというような議論ができる準備がまだ整っていないという状況でございますが、やはりこういう議論も続けていかないといけないと思っておりますので、近いうちに皆さんにお集まりいただいて、こういう濁水調整方法をベースにして次の展開の議論をやらせていただけないかというふうにしようと思っておりますのでございます。

○中谷委員長

ほかにいかがでしょうか。

そしたら、ないようです、ないことはないと思うんですが、時間のこともありますので、そうしましたら続いて維持管理の件について説明をいただき、またその議論の中で関連するところがあれば伺うということにさせていただきます。

○河川管理者（水資源機構西支社 副支社長 森川）

すみません、先ほど利用のところで質問のありました水資源機構関西支社です。利用の18ページに木津川のダムの湖面利用の利用者についてご質問あった件です。

まず、高山ダムの村祭りでの湖面見学会ですが、これは村のイベントにボートを出して乗っていただいたということで、大体80名ぐらいの方に乗っていただいたようです。次の室生ダム、これは地元の団体がカヌー教室を開かれたもので、これも大体約80名ぐらいの参加があったようです。あと、布目ダムの釣り大会ですが、ちょっと釣り大会なのでざっとした数しかわからないんですが、約200名規模の大会であったようです。以上です。

○中谷委員長

はい、調べていただき、ありがとうございます。

上田委員、よろしいですか。

○上田耕二委員

ありがとうございます。何か安心しました。私もっと少ないのかなと思って、書いてないのかなとそういう。ありがとうございます。ダム、そのためにできるようなとこ、役目とか、いろんな意味で発信していくためにも、こういった湖面活用のさらなるイベントか何かわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○中谷委員長

はい、ありがとうございました。

そうしましたら、維持管理の方、説明お願いできますか。

・維持管理

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

「利用」に引き続きまして、ご説明をさせていただきます。【維持管理】の点検項目は全部で6項目ございまして、全てで24年度進捗がございましたので、順次ご説明をさせていただければと思います。「維持管理」と書いてある、6項目ぐらいなので、薄い冊子の1枚目をめくっていただいたら項目が6項目ということで。

1ページ目でございますけれども、「指標」といたしましては、「堤防・ダム・護岸の健康診断内容・補修箇所数」ということございまして、それぞれ24年度については、点検・巡視等に確認された変状箇所の数と実施内容の数ということで、要補修箇所27とか、そのうち11カ所補修しましたとか、護岸ですと、84カ所あって14カ所補修しましたとか、水門、樋門、陸閘、いわゆる土木施設でございますけれども、そういうものの点検の結果としては37カ所あって、そのうち2カ所を直しましたとか、そういうものが。ダムについては、補修箇所が見つからなかったとかいう。中身についてでございますけれども、点検結果については河川カルテ等で整理して対策の要否とか優先度を判断しているということで、例えば、堤防の点検なんかによりましては、要補修箇所、例えば、27カ所あるんですけれども、こういうのは、まず草を刈りまして傷んでいるところがないか探すと、あるいは、護岸なんかでもそうなんです、傷んでいるところがないか探すと。法崩れをしているとか穴があいているとか、緊急性が非常に高いような箇所については必ず直すんですけれども、例えば、護岸なんかですと、クラックというんですけれども、クラックがこう大きいクラックじゃなくてヘアクラックといいまして、細いこう筋みたいなのが入っていても、一応、変状にはなりますものですから、そういう箇所も、一応、要補修箇所としては挙げさせていただいているんですけれども、ヘアクラックなんかですと、それが経年的に開いてくるものなのか、ずっと同じようにヘアクラックなのか、そういうところにつきましてはやはり経過観察もさせていただいてまして、ヘアクラックのままでほとんど変わっていないんですしたらそれはもう優先順位をずっと落としまして、それがだんだん開いてくるのが確認されたらそういうところは、当然、補修せなあかんということで、補修をやらせていただいていると、こういう形で対策を実施していただいております。琵琶湖管内で

も同じように経過観察を行っているというのは、そういうことでございます。ですので、点検の結果といたしましては、河川維持管理計画（案）に基づいて、日常、維持管理を実施させていただいて、河川管理施設の老朽化等から要補充箇所が増加する傾向にありますけれども、損傷の程度とか、先ほど言いましたような緊急性等を考慮して補修を実施させていただいていると。引き続き、日常の巡視や点検において継続的な監視を行わせていただいて、河川管理上影響が出る恐れがあると判断された箇所については優先的に補修を実施して、適正な維持管理に努めて参りたいというふうに考えているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。次が「ダム機能の維持内容・堆砂量」ということで、今まで、天ヶ瀬ダム、これがずっと出てきたんでございますが、今回につきましては全てのダム、今、実際にあるダムにつきまして、それぞれの割合をこちらの方で示させていただいております。今回の対象となっているのは天ヶ瀬ダムのみでございますけれども、堆砂率は各ダムの堆砂容量に対する堆砂土砂の割合でございますので、それぞれ完成の年度とか経過年数を下に掛けさせていただくと合わせまして、量は、大きなダム、小さなダム、あるいは、堆砂量の大きく見込まれているダム、ございますので、そういう割合で示させていただいております。今回の対象になるのは天ヶ瀬ダムでございますので、完成後49年たっております天ヶ瀬ダムでは堆砂量が460万 m^3 ということで、76%ということで、堆砂がやはり非常に進んでいる。あと見ていただいたら、高山が44年ぐらいですけれども、やはりこういう年数の経っているところが堆砂率は大きいということで。ただ10年程度で堆砂が大きく進んだものの近年20年間は増加量は小さいということで、これは今までのいرونなところでグラフも見させていただいておりますので、堆砂量については今後も引き続き監視を行うと。引き続き、ダムの機能の維持のための排砂の検討を行っていくと。特に、上流ダム群ではアセットマネジメントの検討により効率的な堆砂の処理においてダムの延命化に努めて参りたいというふうに考えているところです。

次のスライドをお願いいたします。次が「指標」としては「点検、修繕内容・実施数」ということで、24年度の取り組みといたしましては、排水機場の点検が25カ所で要補修箇所が12カ所、橋梁が77カ所ありまして21カ所、それから、樋門、閘門、陸閘につきまして36カ所のうち16カ所ということで。許可工作物の点検の事例ということで、これは淀川なんでございますが、一部使用していない水管橋の一部が残っておったようなところがありましたので、そういう部分につきましては旧橋の撤去をしていたんですが、橋台に一部構造物が存置されていたということで、堤体内部の目的を喪失している構造物はやはり堤

防を弱めるという悪影響を与えることから、指導して占有者が橋梁部分に存置したものを撤去していただいたとか、あるいは、許可工作物の管理者が主体となって出水期前点検を年に1回実施して点検結果及びその対応について報告を受けているということで、琵琶湖管内では補修の必要な施設はないということで、こういう重要な許可工作物については機能を維持するために必要な補修が行われてございますし、今後も定期的な補修など、適切に行っていくように許可をもらっておられる占有者の施設管理者に指導をしていきたいというふうに考えてございます。

次のスライドをお願いいたします。次が「指標」として「河道内の樹木の伐採内容・伐採面積」ということで、平成24年度につきましては、淀川全体といたしまして約71万㎡の河道内樹木の伐採を実施してございます。これにより平成24年度末に、樹林化面積ということで、河川敷というか、川の中の面積は約209万㎡というふうになってございます。なお、伐採した樹木については一般の方に、一部でございますけれども、無償配布を行ってまして、これ、河川区域内の必要な面積ということでございます。淀川河川事務所では、これ、着手前と着手後を見ていただいたら、こういうところで木を切らせていただいています、地域の景観、あるいは、生物の生息、繁殖環境に配慮した上で河川の維持管理計画に基づいて計画的に伐採を実施してまして、24年度は71万m²のうち65万m²を淀川河川事務所でも実施させていただいていると。希望者を募って無償で提供することで社会実験と位置づけてやってございます。琵琶湖の方は、やはりこういうチップ化みたいな形でリサイクルの観点からチップ材として希望者に無償配布していると。場所等はホームページとかで周知してございまして、樹木伐採については改修事業と合わせて水害とか河川利用者への危険性の高い箇所、あるいは管理上支障となる箇所を対象に計画的にやらさせていただいていると。今後とも河道内樹木の状況等を確認して計画的に伐採を行っていきたいというふうに考えてございます。

次のスライドをお願いいたします。次が「堆砂土砂の除去内容・掘削量」ということで、平成24年度については、土砂採取として12万㎡の堆積土砂の掘削を実施しています。また、淀川の枚方地点、瀬田川の蛍谷地先等で、約3万2000㎡の堆積土砂の掘削等を実施させていただいています。特に、樋門操作の支障になるような箇所、いわゆる樋門の出口のところに砂がたまって水が出ていかないとか、砂州が付き始めている箇所など、少しそういう河川管理上の支障になるようなものについては、巡視などで確認され次第、維持作業等で対応させていただいているということで、こちらは磯島の工事の状況でございまして、枚

方上流の航路確保のために淀川本川で約3万 m^3 の土砂除去を実施して、前島地区の水制工と合わせて、今後、航路維持を検討していきますという事例でございます。それから、河道内の堆積土砂の樹木については、点検結果でございますけれども、引き続き、定期的、及び、今回、18号台風で大分また土砂がたまったり州の位置が動いたりもしてございますので、大きな洪水後に河床の変動や河川管理施設、船舶の航行等への影響、及び河川環境への影響等を判断しながら、実施に当たっては地域の住民の方々とか学識者の意見を聞きつつ、生物の生息環境等に配慮しながら実施していきたいというふうに考えてございます。

最後でございますけれども、「ごみの不法投棄状況及び処分内容・処分量」でございます。平成24年度は、河川管理行為として実施したごみの処理量は約4130 m^3 、また、延べ、19年からの全体といたしましては1万7400 m^3 でございます。ただ、これはですね、ごみの処理ということで書いてございますけれども、これは不法投棄だけではございませんで、当然、ごみとして処理するものとしては、出水の後、河川敷なんかには、流木とか、いろいろな地域の域内からごみがどうしても出水の後だと川に流れ込んできます。そういうのが河川敷とかで漂着しますと、そういうものも全部ごみとして、それぞれの市町村に協議をして処理場で処分していただいておりますので、そういうふうなものも含まれておるといふうにご認識をください。それから、不法投棄を警告するための看板を9カ所設置して、不法投棄がおさまった10カ所を撤去して、今、延べ681カ所、そういうごみを捨てないでくださいみたいなものを書いております。それから、抑制効果にもつながる空間監視用のテレビを2カ所設置して、現在、131台、空間として監視はしてございます。ただ、これは空間監視というふうにいいますように、ズームアップして、Aさん、Bさん、Cさんは、プライバシーポリシーの関係から一切見えてはいけないことにはなっております。それで、例として、淀川河川事務所では24年度に4000 m^3 のごみ処理を行って、新しく不法投棄、こういうようなのが出てきた10カ所に看板を追加設置して、全部で260カ所にごみを捨てないでくださいみたいな看板をしていますし、琵琶湖は8カ所の不法投棄箇所がなくなったので看板を撤去してございます。ただ、引き続き、逆に、瀬田川で5基、野洲川で43基の不法看板を設置して、不法投棄の是正に努めております。また、ホームページにごみの投棄状況がわかるゴミマップなんかを掲載して、こういうところでいっぱい捨てているんです、捨てないでくださいみたいな啓発もさせていただいているということで、河川区域内のごみ処理対策としては、啓発、警告看板の設置を進めております。また、増設を進めている空間監視用のCCTVは抑制効果にもつながっております。しかし、ごみ処理量は

明確な減少傾向がないことから、今後とも引き続きごみの不法投棄対策を進めていくともに、効果的な対策の検討は引き続き進めて参りたいというふうに考えているところです。

以上です。

○中谷委員長

説明、ありがとうございました。

ごみ処理に今までいろいろと苦勞をいただいていますけれども、それでは、ご意見、ご質問等を伺います。

はい、亀井委員、どうぞ。

○亀井委員

この不法投棄されるごみの中身、大きく分けてどのような内容になっておりますでしょうか。産業廃棄物、不法投棄というのは、一定の場所にある程度の量を捨てられる、この場面では捉えていると思うんです。いろんな河川で一般の人が参加でごみ回収する場合は、この不法投棄されたごみも対象になりますし、川の利用者が捨てていくペットボトル、飲食の残骸も入りますので、こちらの方は大体決まった場所に固めて投棄されるとなれば、家庭ごみではないですね。産業廃棄物ですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

このところ、明確な傾向はないですけれども、一時期、私が知っている範囲で非常に変化があったのは、家電4種が有料化されたときは、まさにその4種類の不法投棄が急にもものすごく増えたということがありました。ただ、今でございますと、この量のうちの大半がやはり流れ着くごみですんで、私なんかよく皆さんにいろんなところで河川美化なんかをお願いするときには、ぜひ川の中だけじゃなくて、堤内地、いわゆる自分の住んでいる市街地にもごみをぱっぱと捨てないでくださいと。それは、結局は雨が降って水路に流れ込んで、最終的には淀川なりそれぞれの川に出てきて、そこで引いていくときにひっかからなければ全て大阪湾に流れ出ますということでお話しをさせていただいて、ですので、そうやって流れ着くごみも、当然、不法ではないんですけれども、結局、一般ごみとして全てそれぞれの施設管理者が清掃というか、する義務は負っておりますので、そういうものはしております。ですので、逆に言うと、今年の台風18号のときは、流木、ごみ、物すごい量がやはり流れ着いておまして、それについては、一部を保管しながら、乾かしながら、中には今ですと簡易な分別収集をしないと一般の市町村のごみ処理場に受けていただけない、そんな細かいところまでいいんですけれども、大まかには不燃ごみだけ

はとってくださいという、そういう作業もした上で、それぞれの市町村とご相談をして各市町村の。当然、市民の一般ごみのすき間という形になりますので、そういうようなので搬出をさせていただいて、有料のところ、無償のところ、ございますけれども。あるいは、市町村によっては、炉が小さいところだと、大きな炉をお持ちのところと、そういう市町村間でもご相談をいただいて受けていただいたりしながら処理をしているというのが実態でございます。

以上です。

○中谷委員長

亀井委員、よろしいですか。

○亀井委員

はい。

○中谷委員長

古市委員、どうぞ。

○古市委員

3ページのダム堆砂率のことについてお伺いしたいんですが、天ヶ瀬では49年間でだんだん減ってきているとはここに書いてはいただいているんですけども、しかし、76%の堆砂率があるという。そういう中で、今回、瀬田川水系の直轄砂防事業というのが終わられるというふうなことをお聞きしておるんですけども、それとはやはり関連というものがございすんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 塚原）

まず、瀬田川水系直轄砂防事業というところでございますが、これは主には淀川の本川の下流側でございますね。淀川であるとか宇治川、そういったところに対して土砂流出をすることによって河床が上昇すると、やはり洪水の時に流下能力の阻害になるところを防止するために明治年間のころからやってきたというところでございます。近年の状況でございますが、やはりその土砂流出というところは大きく減って、特に天ヶ瀬ダムができたというところもあるんですけども、それだけではなくて、この上流側のところで、主に山腹工と言われるところで木々を多く生やすことによって、直接、そういう山肌に雨滴が当たらなくなって土砂流出が抑えられると、そういうような形の効果があつて、近年は土砂流出が少なくてそういうような効果があろうかと思っています。

よろしいでしょうか。

○中谷委員長

ほかにありませんか。

○須川委員

何点かにわたるところを質問したいと思います。

まず出発点はですね、5ページの樹木伐採の件です。それで、繁殖環境等に配慮するというフローがどうなっているのかということで、地元の環境団体なんかと情報のすり合わせなんかをしていただいていることも私は知っておるんですが、じゃあ、その前に、その河川敷内のどこが伐採計画があるのかということが、十分、共有の情報として把握されにくい場合があって、それはまた2ページに戻るんですが、堤防の、一番初め、大分前の時期に私はお願いしたんですが、距離標柱というのが必ずしもわかりやすい形で0.2キロごとに表示されていない区間とかも目にすると。淀川、僕は実態は余りよく知らないんですけども、淀川に関しては、予算とかはそんなにかかるものじゃないと思うんですが、十分、そういうことはわかるようなことを配慮していますよと言っただけなのかどうかを確認したいなということがまず1点目です。

それから2点目はですね、それで、多分、樹木でも伐採すること全体としては、その河川敷内を草地化していく、草原化する、それはいいことじゃないかと評価する人もいます、鳥なんかの繁殖地の観点からね。でも、一部の樹木はやはり重要であると。じゃあ、どこの場所をどう保全したらいいのかというときに、今言った位置表示、正確な場所の理解というか、そういうのがまず必要になってくるということです。

それから3点目はですね、リサイクルの問題ですが、こういう形でリサイクルされる、社会実験されていることはいいことだと思うんですが、じゃあ、リサイクルし切れていないものというのがあるのでしょうか。どの程度あって、それはどうなっているのかということをお教えてください。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

まず樹木伐採ですけれども、私の知っている限りでは、一般論としてご相談しているんじゃないくて、毎年、樹木も伐採計画を作って、ここを切りましょうというエリアをお示しして、野鳥の会とかとその場所でご意見を聞かせていただいています、中には、剥くのはいいけれども皆伐はやめてくださいとか、そういうご意見はお聞きをしながらやらせていただいていると。ですので、大体、ご協議させていただいているのは、年度当初じゃなくて、9月とか10月とか、ある程度そういう状況を見ながら。桂川なんかは、今回、も

とも伐採予定していた場所が出水で樹木が流されたりしてばっさり樹木伐採する区域が変わりましたので、そのとき、変わった場所で最終的に決まったところで、逆にちょっと遅くなりまして、一度協議予定していたものを全部キャンセルさせていただいて、それが決まった段階でまたご協議させていただいているというのが実態です。

それからリサイクルの方ですけれども、できるだけリサイクル、だから、こういう切った木とかいうのは持っていただくようにはしておりますけれども、やはりポリウムとかがありますし、そんなに多量に保管しておく場所という部分もございますので、できる範囲の中でリサイクルできるものはさせていただいているというのが、今の実態でございます。

○中谷委員長

ありがとうございます。関連してなんですけれども、例えば、今、樹木伐採の水系での全体像といいますか、確かにここやろうと思っていてなくなっちゃうということもあるんですけれども、木ってやはり何年かたつと大きくなってきますよね。そういう面で緊急性のあるところは手当をするんだけど、ここは何年置きにはおよそこういうことで手当てしに行かんといかんだろうとか、何かそういう、計画とまではいかずとも、そういうものはお持ちなんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

今まではものすごくやはり、8年間ぐらいとまっていたので、物すごいやはり樹木が繁茂してしまった部分があるので、切るエリアをどういうふうに計画的に一番影響の大きいところからどう切ろうかという計画を作っています、今、淀川の事務所で話しているのは、どうしても流下阻害が大きいところは伐根までしてるんですけれども、影響のそれほど大きくないところは根までとるとものすごく費用がかかるので、根は残したままで上だけ取っている、そういう場合に、委員長がおっしゃるように、また木が生えてくるんで、芽欠きをしようかみたいな検討を、今始めています。要は伐根したところはもうなくなりますんでいいんですけれども、根を残してやると、二、三年すると周囲から芽が出てくるんで、そのときに、芽欠きといいまして、その出てくるものを取るようなことだと作業量がえらく少なくて済むので、そういうことができないかなという検討を、今始めています。ただ、それもどれぐらい、それをいつもいつもずっとやっていることになることと切るところとの兼ね合いもありますんで、どれぐらいの年数がたてば見に行つて、それなりに欠くのが、出だし初めがいいのか、二、三センチとか、ちょっと出たときにぴっと欠

くのがいいのかとかあろうかと思うので、今、芽欠きを少しできないかなという検討はうちの方で始めています。

以上です。

○中谷委員長

ありがとうございます。

多分、ヤナギとかニセアカシアとかですね、取っちゃうと横からひこばえ的に出てきたやつが、それこそほっておくと余計に元気に見えてしまうようなこともありますので、さっきのテーマのところで平山委員から費用対効果の話がありましたけれども、芽欠きに回るのがいいのか、ある部分、ここはというところはもう思い切って根っこから起こすとか、またその辺はよく状況を見て考えていただくといいのかなというふうに思っております。

あと、上田委員、どうぞ。

○上田豪委員

今の樹木伐採の関連ですけれども、最後に言われたどのように切っていくのかという話なんですけれども、私がやっているところでは、この間の台風の前にですね、これとこれは太いやつは切ろうかと協議しました。というのも、何で全部切らないで残したかと思ったら、それなりの生き物もおるし、そこを我々がその緑陰を使いながら市民活動をしていると。しかし、そのことで洪水が起こることでは困るから、どういう理由で切るんやって、この計画そのものを知らなかったのて聞いたら、老朽化している木が流されたら、下流の施設にね、大堰とかですね、あるいは、取水施設に影響があるということでした。それはもっともやなということで、それじゃあ、想定される大きな洪水が来たときに危険なやつは切ろうやということで、そうですね、他の河川レンジャーと相談しながら、3分の1ぐらいは切ってもいいやろなという話で管理者と進めたわけですね。ところが、砂州に重機を入れてとる以外、川側からとるのは予算的に非常に難しいということでした。船で取るのも難しいなら、切って流し下で重機で引き揚げたらいいがなと言うとったんですけれども、残されました。そこは今度の台風でやはり太いやつは倒れたりぐっと斜めになるとかいうふうになっているわけです。ここは、ちょっと今のような経過があるんですが、その処分を我々がレンジャー活動が、今、していると。ほぼ処分が終わってきたわけですが。切って、玉切りして、高水敷の下まで運び。出張所が取りに来て持っていくと。4トン車に2台ぐらいは出たの違うかなとは思っているんですけれどもね。それと、流れてきたアシのかすですね、湿っているので非常に重たいわけですから、昨日日曜日

その作業をしていたんですけども。そんな場所での伐採の管理なんですけれども、全部切らないと断面が確保できないということはないという話は聞きました。だから太いやつだけ切ろうやと、下流の施設に影響のあるやつだけ切ろうやということになりました。そういうところで切っているときにですね、今のひこばえを全部とってしまうと、むしろ太いやつがどんどんどんどん太くなってきて、また問題が出てくるということがあるので、若いやつを残しながら太いやつを切るとか、こういうような計画を立てていくのが普通かなと。よく街路樹にですね、ソメイヨシノがずっとあって、古い住宅地とかにあって、60年、70年になって一斉に弱りもうだめになってしまうということがあります。本当の管理は10年に1回、そこに苗木を植えて、次の10年でまた植えてと。だから、同じ樹齢を並べさせるんじゃなし、太い木や小さい木とかいう、そういう多様な植え方でやるといつまでも継続してそこが上手く管理できるということになるんですけども、それと同じようなことで、緑をずっと残しておこうやという場所ではそういう管理の方法が考えられるのと違うかな、というふうに思います。そのときにですね、費用対効果の話が出ましたけれども、野鳥の会と立ち会いしているというんですけども、我々のところで地元の野鳥の会の人に聞いたら俺知らんでという、こういう話であったんで、結局は野鳥の会が切っていいと言っていたところも、地元でもうちちょっと残してえやということになって残しました。そこはね、僕らが管理しているところではない、隣だったから、地元の市民団体の意見で全部残されたんですけども。そこでは、やはり、この間の台風の時、すごい倒れましてね、後の倒木の処分が非常に大変だったわけですね。だから、そういうときに、すべて残してくれよという一方的な話だけと違って、その市民団体なり環境団体なりと、切るんやったらどれとどれと切ったらええねんということで話し合うべきでね、全部切ってくれとかいう、あるいは、残してくれという話があったけれども、後で、問題、出るよと言えるのは、台風を経験した今の時期やと思うんですね。この間の台風の後、こんなことが起きるんやというような共通の認識の中で、その人らと一緒にあって、芽欠き、一旦、切った後の芽欠きをすとか管理をすとかいうことも含めて話をしたらいいの違うかなと思います。これが協働のあり方かなと思うんですね。それで乗ってこなかったら、ほんなら管理者でやりませということですね、とりあえず当面は進めるということであればね、市民合意はできるのかなという具合に思います。

○中谷委員長

ありがとうございます。

どうですかね、はい、小川委員。

○小川委員

樹木伐採に関してですが、環境のモニタリング調査は、全域では無理でしょうけれど、部分的にはやっているのではないのでしょうか。樹木伐採と聞くと自然破壊をしているように聞こえますが、河川の環境が安定し過ぎたことによって樹林化してしまうという一面もあるので、樹木伐採は本来の自然を再生という意味合いも持っています。したがって、モニタリング結果を公表することによって、ただ管理的な伐採だけではなく、自然再生という意味も含んでいることを示せるのではないのでしょうか。

次に、次の6ページです。堆積土砂を除去したとありますが、これも、長年、河川の砂をとり過ぎて河床が下がって環境が悪くなったという、環境悪化の根本的な原因となるものです。したがって、今、河床がどう変化しているのか、河床低下にならないぐらいの土砂をとっているというようなデータも出されることで、環境を維持しながら管理しているということを示すことができると思います。ぜひ、ご検討いただければと思います。

○中谷委員長

はい、亀井委員。

○亀井委員

私も、樹木伐採については、一番、川に出ている一般の方の反応が多いのはその件なんです。樹木伐採の件でひこばえが出る方がいいのか悪いのか、私もここ二、三年、現地に出るたびに悩むんですが、ひこばえが出るところは割と大きな木で、そこは盛り上がってますので、ひこばえ自体もすぐ2メートルぐらいになりますし、本数も多いので、私はもう常に欠き取ってはいるんですが、ただ、一般の方から見ると、何も樹木がなくなったところに、少しでも、二、三メートルでも、細くとも木が伸びていることがまた生態系を豊かにする元になるからというので、説明に、一生懸命説明はするんですが、さっき、小川委員がおっしゃったようなことを、行政の方からももっと一般の方にわかりやすいように樹木伐採のことについて発表していただきたいなと思います。非常にわかりにくいです。ただ自然を壊しているという捉え方の方が多いので、私は、レンジャーとしてはそれなりの説明はしていますが、やはり反応が一番敏感になさる方が多い部分ですので、あらためて、行政の方に、その辺、わかりやすく、自然を守りながら川を管理しているというところをうまい方法で発信していただけたらと常に思っております。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 岩下）

今、樹木伐採のお話がかかなり出たんですけれども、今、うちの方からは洪水のときに支障が出るとか、流下阻害という観点で説明をさせていただいたところなんですけれども、やはり人為的に切るとなったら一番まずそういうところから切るということ、お金もかかりま
すし、ということなんですけれども。

今、亀井委員がおっしゃったように、木が生えていることだけが自然ということではなくて、例えば、川ですと本当に河原みたいな、本来の河原のような川が本来の自然なのに、そこが、例えば、土が盛り上がって、そして、あと樹木が生えていてですね、それがさらにまた土を呼び込むというか、という形なのが本当の自然なのかというようなことで。例えば、今回の対象河川ではないですが猪名川では砂礫河原を目指してという形で少し事業をしているようなところもありますので、確かに、本来、こういう川はこういうふうなの
がいいんですよということもきちんと広報、というか、お知らせしつつ、それでじゃあ、
でも、今、ある木の自然、その木によって、例えば、鳥とかが豊かになっているという別
の面の自然もあるので、そこはよくいろんな方の意見を聞きながら、どのぐらい切ったら
いいのかとか、そういうことを話し合いながら、とりあえず人為的にやるんだらうなとい
うふうに考えています。

ただ、先ほど言われたように、人の手で切るというだけじゃなくて、例えば、切ったら
また生えてくるわけですから、それを生えないような、伐根とか、そういうものもありま
すけれども、じゃあ、もともとその川の流れによって、本来、もともと生えていないよう
なところについては生えないようにするというようなことも同時にやるようなことも、例
えば、猪名川では少し先駆的にやっているというところもありますので、そういうような
考えもあるのかなというふうに、そこは。この樹木については、本当に淀川だけじゃなく
て日本全国でも非常に問題となっているようなところなので、よくそれは議論がされてい
るというところもあります。本当に、地元の方に説明しながらというのは本当に重要なこ
とかなと思います。

○中谷委員長

ありがとうございます。

上田委員。

○上田豪委員

せっかく、今、貴重な答弁をさせていただいたと思うんですけれども、一つ押さえておか
ないといけないのは、私も市民の人には、ここは木がない方がいいんやでと、昔は石と砂

しかなかったんやと、そこで、シジュウカラが来るからこれがいいっていうものではないと。しかし、そのシジュウカラがいてると、シジュウカラか何か知りませんが、鳥がここにこれだけたくさん来るのは木があるだけじゃなしに、堤内地に木がなくなっているということとの関連の中でここにいる部分もあるんやで、と。だから、治水に、許される範囲であれば、残したらええんやないかという、こういう説明をしているわけですね。そのときに重要なのは、我々のレベルで、我々の中で重要なのは、河道内に木がなかったらそれが本来の自然やと、最後にいみじくも言われましたけれども、攪乱でね、前は、小さいうちになくなっていたんですよ、以前は。淀川が流れがどつとあって中流部ですよ、流れがどつとあるころは無くなっていた。今は流れがないから、攪乱が起こらない。たまたま、この間、台風18号という大きな攪乱があつてね、一挙に草木がなくなって、水制も剥き出しになっているところがあつてね、（歴史施設だからこれを掘ろうとかか言っていたんですけどね、自然がちゃんと掘ってくれて、そこへみんな連れて行って、これが水制やでと話しました、舟運の話も今日ありましたけれども、そういう役目をしたんはこれやで、というような話をね、船に乗るだけじゃなしにそういうことも現地で説明できるというようなこともあつたり、非常に貴重な台風でしたんですけども、）そういう台風がしょっちゅう来てくれれば、来てくれればといったらあかん、それぐらいの流れを生じさせるようなことがあれば自然は数十年前の自然に戻る可能性はあると思うんですね。ところが、今の状況でそんな攪乱、大きな攪乱があると、いろんな問題が出てくると。ダムでの放水、ば一つとしたりしたらどこかでいろんな問題が出てくることになってきますのでね、やはりそういうかなり結論の出ないような話なんやでというようなところについてはね、やはり押さえておかないといけないかなという具合に思います。結論はこれやというのは、一番最初に言ったやつぐらいしか、今のところね、全員に同意をもらえるものはないのかなという具合に思います。

○須川委員

むしろ、昔は草地利用だとか河川敷内の樹木も利用していて、だから、河川管理者は許可さえ与えれば人々が勝手に河川敷の中に入って利用していた、攪乱の話もありますけれども、そういうものだったと思うんです。今は、洪水とか堤防の管理のために草地の刈り取りをされたり河川敷内の樹木を伐採をされたりとか管理もせざるを得ない。でも、それは実は広い意味でいいますと、里山を放置し過ぎてもナラ枯れを起こすような段階まで、誰も手を入れていないという問題が起こっている中では、河川敷は相対的にすごくいい環

境を、結果として、造っているんだとも言えます。

ひょっとしたら堤防の草地なんかでも定期的な刈取り作業によって希少植物がずっと生息しているかもしれない。それは、別に希少植物保全を目的とされているわけではないんですけども、もちろん樹木があつたら樹木性の鳥は来ますけれども、草原性の鳥というのが、大阪府内などで極めて少なくなってしまうている。そういう中において淀川は貴重な草原である。それはどうしてできているかというと、定期的な樹木の伐採や法面などの草刈が管理のためにされ、定期的かく乱が人為的に行われている。そういう認識も野鳥関係者の中に、全部じゃないかもしれないけれども、あるわけです。ですから、そういう中でやはり小川委員が言われたようなモニタリングというか、こういう景観というか、結果的に結構価値のある作業を我々はしているんだと、やはりそういうものをまずはっきり出していけると理解されるんじゃないかと。単に木を刈らずに残すべきだというのは、古いタイプの自然保護ではあるかもしれない。最近では、特に里山保全運動とか、そういう中で大分考え方は変わってきています。草原・草地といった場所が大切だと。そういうのはどこにあるだろうかと探してみたら本当はない。そういうときに、結果的に河川の管理のためにはやむを得ずやっておられる作業かもしれないけれども、そういう環境を造っているんだというのがもっと前へ出てきても僕はいいと思います。

○中谷委員長

ご意見、ありがとうございました。

はい、上田委員、どうぞ。

○上田耕二委員

2ページですが、どうしてもやはりこれを言わんとこのまま帰れへんかなという感じで、この補修点検と施設の直すところなんですけど、まずこの24年度で、例えば、27カ所あるというのは、これは24年度累計という意味ではなしに、単年度という捉まえ方でいいんですか、というのが1点と、それから、これ、カルテとか優先度とか緊急度とか、当然、そうだと思うんですが、これは、このまま読む限りですね、例えば、②ですと、要補修箇所、つまり、補修をしなければならない箇所が84カ所あって、14カ所しましたということなんですよね。なかなかこのままさらっと流せないような印象を受けるんですけども、先ほども申し上げましたように、緊急度か、あるいは、いろんな部分に分けて整理されているんだと思いますが、補修を必要とする箇所が84、もうその下ですと37あって2つだというようなことは、少し進捗がどうだろうという感がいたしますので発言させていただきます

たけれども。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

先ほどもご説明させていただきましたように、これ、要補修箇所というのは、ヘアクラックとか、とにかく変状が見つかったところは、全部、要補修箇所に挙げて、逆に言うと、毎年毎年点検をしますので、数も変動しています。その中で、先ほども申しましたように、法崩れとか、あるいは、重大な影響、傷みとかがあるところはもう確実にさせていただくんですけども、経過観察しているところがたくさんありまして、じゃあ、経過観察になったものは要補修箇所じゃないのかといわれると、分類上でいくと、やはり要補修が必要になるかもしれない、だから、ここも要補修可能性箇所と言った方がいいのかもしれないんですけども、分類上でいうとそうになっているんで、ただ、少し言葉を、例えば、今、インターネットで出しておりますけれども、淀川の点検の対応みたいなところに少しそういう文章をつけ加えさせていただいて、要補修箇所ではこういうところはやっていてこういうところは経過観察していますみたいな、そういう文章を少し出させて、もう一度、最終的には直させていただくようなことを少し検討させていただければと思いますけれども。

○中谷委員長

そうですね、例えば、この資料なりが。

○上田耕二委員

そのまま読むと。

○中谷委員長

おっしゃる意味はよくわかって、確かに、あと何カ所のうち何カ所やった、残りはどうやということになりますので、そうですね、この資料自体、1, 2, 3, 4とか、総くくりできるような、要補修箇所は、今、所長に説明していただいたようなところで、その中でまず対策をとるべしというところについて実施しました的なことを、どこかに1行つけ加えていただくと、おっしゃるとおり、このまま読んでしまうと、残りどうやということになってしまいますので、その辺は工夫していただけるといいのかなと思うんですが、調査官は、どう。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 岩下）

これは個人的なんですけれども、用語がわかりづらいといいますか、誤解を受けるのかなと思うんですけども、全国的にこの用語自体はこういう形でありますので。この括弧の中の堤防点検結果のこの下のところに、変状箇所、変状確認箇所とか要補修箇所、こ

これは新たに用語解説みたいなことにつけたんですけれども、これでもまだわかりづらいのかなど。要は、要補修箇所というのはその変状が確認した、例えば、ちょっとでも変わっていたら変状確認箇所になるんですけれども、そのうち、修繕していくもの、あるいは、緊急的な対策を実施するものについてはやっていきますよと。ここに書いていないのは、先ほど、所長も申しました経過観察的なところが抜けて、それ以外はそういうものがあるんだよ、こう暗黙の形で書きちゃっているのがわかりづらいのかなとは思いますがね。

○中谷委員長

その27なり84の数字を挙げていただいていますけれども、そういう数字があり、その横にそれをランクづけした表があって、要対策箇所とかがあって、それが14であれば、それ、14をやったというふうな説明をしていただくと、ほんまにせならんところはそうやってもう終わったなみたいなことになるので、その辺の見方というか、工夫を、はい、よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

平山委員、どうぞ。

○平山委員

今の2ページに関連して1点ご提案です。合わせて、【利用】の5ページをごらんください。「川に活かされた利用」に関するところですが、以前、河川レンジャーの活動として、琵琶湖河川事務所が実施している瀬田川散策路の安全利用点検に、河川レンジャーが介して、一般の方が参加しました。

これは、河川の散策路ですとか水面を地域の方も一緒にお世話していくことを目指して、そのために一緒に安全点検をしました。ここで言っている健康診断と安全点検が一緒なものかどうかわからないんですけれども、このように行政でしている健康診断、安全点検のようなものに一般の方が参加すると、一般の方といっても公募ではなく地域のキーマンですとか、河川レンジャーがふだんからお付き合いのある管理に係わってくれそうな人というふうに限定するんですけれども、そういう方が一緒にこういう作業をすると何が起こるかといいますと、一緒に回るんですけれども見ているところが全然違います。行政の方は「ここにちょっと何かひび割れがあるな」とか、「この門ちゃんと開くのかな」とか、そういうところを見ていらしたんですけれども、地域の方は、「ここ草がぼうぼうしているな」とか、「全然休むとこないんやな」とか、利用の面で見えて、見ている視点が違うというところがその作業を通して共有できるといういいことがありました。ゆくゆくはそ

の視点の違いというものを体験、体感しながら、お互いの主張ですとか管理についての意見というものを聞くときに話しやすくなるということがあります。

瀬田川については1度だけ実施したんですけれども、もし可能であれば、1日、1時間だけという限定でもいいので、こういう健康診断をされるときに、河川レンジャーやふだんからお付き合いのある河川管理に関心のある地域の方と一緒に見るということをするれば、この【利用】のところの5ページの「環境学習などの実施内容・回数」というところにカウントできるのではないかと考えています。環境といっても自然環境だけではなく、利用環境ということも考えられますので、そういう視点からも一緒に考えていく、行政はこういう視点で川の安全を見ていますよというようなことを発信していくという場を用意する、それを事業として実施して、こちらの【利用】の方の5ページの点検結果の方にも反映させていくことができるんじゃないかというご提案です。一度ご検討いただければと思います。

○中谷委員長

貴重なご提案、ありがとうございます。

そうしましたら、ほかにもいろいろとあろうかと思いますが、時間のこともありまして、いつものことながらすいません。

小川委員、どうぞ。

○小川委員

【利用】の方に戻って構いませんか。

○中谷委員長

どうぞ。

○小川委員

【利用】の6ページの「川らしい河川敷利用」です。これが、自然再生上、とても重要なことと思います。河川保全利用委員会を何回開いたというデータが出ていますが、この中で、議論された内容であるとか方向性であるとか、そういうものについてお示しいただけないでしょうか。代表的な意見は書かれていますが、例えば、占用許可をどういう基準で与えるのか、議論になっているのかと思います。淀川だけでも平成20年から5年間で26回、開催されています。かなり煮詰まった議論になっているのかと思いますので、ご紹介いただければと思います。

○中谷委員長

今の質問に対してどうでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

淀川で申しますと、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立ってあるべき姿みたいな、ご検討いただいていますけれども、うちは4委員会あるんで、4委員会の委員長さんを集まっていたらご議論するような場も持つてはいるんですけども、議論の内容については、ホームページとかには、一応、全部オープンにさせていただいていますので、そういうところをご覧いただくか、あるいは、次年度以降、少しなかなか今までは検討中というか、結論がなかなかやはりこういうものって、毎年毎年かかる案件とか中身も違いますし、やはり社会的影響の大きいというか、地域として見れば利用をずっとされてきた部分もあって、今のところ、治水とか何かの形で利用ができなくなるというわけではないものですから、今、私なんかの認識しているものだと、特定の利用なんかだと、できるだけ公平性を保つようにしてくださいとか、できるだけ特定の利用、特定の人が特定の部分を占有して利用するようなことはやめさせてくださいとか、そういう部分はあるんですけども、なかなか、事、個別になるとなかなかそういうところまで、なかなかやはり、ずっと使われてきた部分もありますのでというところもあるので、少し次年度以降、どんな形でご表現ができるのか、また検討させていただければと思いますけれども。

○中谷委員長

ありがとうございます。

この場所のこの件についてというとなかなか難しいかもしれませんが、例えば、高水敷のこういう方面の利用について、川らしい利用とは、川らしい川とはどんな姿やということに関してこんな意見が出ましたよということを、この資料の中でも可能な部分をお示しいただければというようなことも思いますが。

ありがとうございました。

そうしましたら、すいません、進行がまずくてあれですが、一応、次のパートの分にも関係するんですが、この場で言っていた分だけということだけではもちろんありませんので、議事の2で進捗点検結果に関する報告に関することがありまして、これまで出た意見のとりまとめをしていただいた資料があります。「未定稿」と書いてある部分です。これについて説明をお願いしますか。

2) 進捗点検結果に対する主なご意見

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長 田中）

「資料－４」ということでA４の縦紙２枚の資料と、あと、A４の横紙の資料を２つつけさせていただきます。こちらの資料につきましては、昨年度、平成24年度も、3回の委員会が終わった後、この委員会の進捗点検でいただいたご意見、主なご意見ということでまとめさせていただいたものの現時点版ということになってございます。実際、ここに記載させていただいている主なご意見につきましては、第1回の、そして、第2回の委員会で委員の皆様方からいただいたご意見、そして、事前説明の際に皆様方からお聞かせいただいたご意見のうち、主なものをこのような形でまとめさせていただいているものでございます。今日、また第3回ということで、【利水】、【利用】、【維持管理】の3分野で皆様方からご意見いただいておりますので、それらの内容を踏まえて取りまとめの方は最後はしていくというふうな予定になっているものでございます。内容につきましては、もう見ていただければと思いますが、前回と同様にですね、今回の進捗点検の方法や指標に関していただいた意見と、これから事業を実施していくに当たってどういうふうに配慮していくのかというふうな形でいただいたご意見というふうな2つのパートに分かれてございまして、その中で危機管理や治水、河川環境等の各分野でいただいた主なご意見の方をお聞かせいただいているというところでございます。内容につきましては皆様方からいただいたご意見でございますので、またご一読いただければと思います。

そして、参考資料でもう1枚、この2枚紙の後ろ、付けさせていただきます。こちらの資料につきましては、前回、昨年度の委員会の際も、地域委員会だけではなくて専門家委員会の方でも、いただいた意見、どのような形でいただいたのかというようなことを代表の形で示してほしいというようなご意見がございましたので作らせていただいたものでございまして、今回のものにつきましても、現時点版ということで見ただけであればと思います。専門家委員会の方もまだ第3回の委員会ございまして、その意見も踏まえて内容がまだ入ってくるという形でございますので、今、現時点の地域委員会、そして、専門家委員会の主な意見ということでまとめさせていただいたものということで、ご一読いただければありがたいかなというふうに思います。

説明については、簡単ではございますが、以上でございます。

○中谷委員長

ありがとうございました。

「未定稿」となっておりまして、いずれ取りまとめられてオープンにされるということですが、まず横書きのこの参考資料なんですけれども、細かい点でお願いがあります。表

の中で、「◎進捗点検の方法や指標に関する主な意見」とタイトルを書いてもらっていますけれども、これ、表の外の方へ出してもらえないでしょうか。ぱっと見たときにどちらかというのがすぐ、わかりやすいので、はい。

今、説明いただいた件に関して、委員の皆さま、いかがでしょうか。

ここには出た意見を取りまとめているんですが、「未定稿」と書いてあるとおり、まだ未確定ですし、専門家委員会はまだ来週開かれる予定になっております。そういう中で、今、書いてもらっている意見どうこうという、議論というよりは、どちらかという、今後どうまとめていくかということになるかと思うのですが、その点について説明をいただけますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 岩下）

こちらにつきましては、先ほど、少し簡単に申しましたけれども、第1回目、第2回目、あるいは、事前説明等のときにいただいたご意見をカテゴリー化してまとめたわけがございます。本日、第3回目でいただいた意見をこれにつけ加えるという作業を本日以降行いますので、そのまとめた以降、また各委員の方々に照会をさせていただいて期限を切って照会させていただきたいと思っておりますので、それをまとめた段階でまた委員長等とご相談をさせていただきたいなというふうに考えてございます。

いかがなものでしょうか。

○中谷委員長

ありがとうございます。

今もお話しがありましたように、今日、お配りしていただいた資料について委員の皆さんそれぞれにご確認いただきたいのですが、今もお話のあったとおり、既に1回目、2回目の速記録といえますか、議事録はもう皆さんのお手元に配られておりますし、そういったところと照らし合わせて、今、今日、配られたこの資料の中で、やはりこういう意見もこの表の中に書かれるべきではないかといったところについて、3回目の、本日の議事録もまたいずれまとまり次第配られると思っておりますので、そういうところと照らして、再度、ご確認いただいて、今も説明がありましたように取りまとめていくと。あと、その辺の取り扱いについては専門家委員会との両委員長、副委員長が集まった調整会議というものもありますので、最終的にはそこで確認させていただくというような形でいかがかなというふうには思うのですが。それに至るまでに、今もお話しがあったように、お忙しい中、あれですけれども、皆さんに一度こう確認いただいて、速記録とも照らし合わせて確定して

いくと、そういう作業でどうかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

そのようにさせていただいて、もし特段何かありましたら、その都度また委員の皆様にお返ししてまた確認いただくというふうにしていきたいと思っておりますので、事務局の方はそういう形ではお願いいたします。

3. その他

○中谷委員長

それでは、大変時間もおしてきておりますけれども、ただいまから一般傍聴の方からの発言の時間とさせていただきます。お一方3分以内でということで、ご希望の方、いらっしやいましたらご発言をお願いいたします。

どうぞ。

○傍聴者（野村）

「関西のダムと水道を考える会」の野村と申します。今日は熱心な議論をいただきまして、私もいろいろ勉強させていただきました。ありがとうございます。中でですね、【利水】の4ページのところで、渇水対策会議とか利水者会議というのが出ておりましたので、その件で、今、少し申し上げたいと思うんですけれども、申し上げたいことは、この機会にぜひ利水者会議というのをちゃんとやっていただいて、この淀川水系の渇水についてもう一度ちゃんとした議論をしていただく必要があるんじゃないかということなんです。と申しますのは、ご承知かと思いますが、平成6年ですね、今から20年前ですけれども、大渇水がありまして、今、そのときのことをいろいろ調べたりしたことがあるんですけれども、そのときに思いましたことは、淀川水系の渇水対策のルールといいますか、それは、かなり硬直的なんではないかということなんです。具体的に申しますと、琵琶湖の水位が基準水位から90センチ下がったとき、いわゆるB.S.L. マイナス90センチですね、このときになって初めて取水制限10%をやると。それから、私の記憶が正しければそこから15センチだったと思いますが、マイナス105センチですね、ひょっとしたらマイナス110センチだったかもしれませんが、そこまで琵琶湖が下がったときにこの20%の取水制限をかけると。こういうのがどうもルールになっているようなんですね。しかし、これはちょっと遅過ぎるというふうに私は思っております。それで、今、私らが思っていますのは、渇水が起こる、大きな渇水が起こるといのは、大体、そのパターンが決まっております、まず、2つの条件があって、1つは空梅雨です。6月7月の梅雨のときに空梅雨になる、雨がほとんど降らない、これが1つの条件なんですね。そのとき、大体、琵琶湖の水位っ

て60センチぐらいに下がるんですよ、マイナス60センチぐらいに下がるんですよ。それで、さらに8月に台風が来ない、大きな雨が降らない、この2つが重なったときに大きな渇水になるわけです。ですから、今年、空梅雨だったということがわかったときですね、7月の下旬ぐらいに、まずこの渇水対策会議なりを開催して、そして早い目に、もうマイナス90センチと言わず、マイナス60、マイナス70ぐらいから、もうまず10%取水制限かけると、10%だと、そうですね、実質上ほとんど何の影響も受けませんので、それをかける、そういう形のルールを、もう一度、一から検討すべきだと思うんですね。そのために、今、ここに書かれておりますような、利水者会議、設立は難航しているというふうに書いてあるんですけども、それをぜひやっていただく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○中谷委員長

ご発言、ありがとうございました。

ただいまの件について、整備局さんの方から何かコメント等は今のところはないですか、はい。

そうしたら、今、ご意見を伺って、ぜひ今後のところに反映を検討いただきたいというふうに思います。

ほかにご発言、ご希望の方はいらっしゃいませんか。

ないようでしたら、大変進行がまずくて申し訳ございませんが、時間がかかなり超過しました。これで私の役目を終わらせていただいて、事務局へお返しします。

よろしく申し上げます。

4. 閉会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 成宮）

どうもありがとうございました。本日の議事録でございますが、事務局で取りまとめの上、各委員にご確認をいただいた後に、ホームページで公開をさせていただきます。

本年度は、これで最終の委員会となりますので、来年度の委員会につきましては、来年度、また調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで平成25年度淀川水系流域委員会地域委員会第3回を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

[午後 5時37分 閉会]